

## 11 居住系サービス

障害のある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するため、グループホームなどのサービスを提供しています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
<b>共同生活援助</b> (グループホーム) 身 知 精 難	日常生活上の援助が必要な障害者に対し、地域での少人数の共同生活を営むための住居を提供し、家事等の援助や相談支援等を行います。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。)、このほかに家賃、光熱水費、食材料費などの実費	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
<b>施設入所支援</b> (障害者支援施設) 身 知 精 難	障害者が入所し、日中は施設障害福祉サービスを行い、夜間においては入浴、排せつ及び食事等の介護等を行う施設です。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。)、このほかに食費、光熱水費などの実費	指定施設 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。

## 12 障害児のためのサービス

障害児については、福祉型又は医療型による入所支援や、児童発達支援等の通所支援によるサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
福祉型障害児入所施設 身 知 精 難	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設です。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用料が少なく1割の定率負担のほうが高い場合には1割の定率負担。)、このほかに食費・光熱水費などの実費(負担軽減あり)	指定施設 指定医療機関  ※事前に県こども家庭センター(児童相談所)の支給決定を受けることが必要です。
医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児) 身 知 精 難	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。		
児童発達支援 身 知 精 難	18歳未満の障害のある児童を児童発達センターその他の事業所等に通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。		指定事業者  ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
医療型児童発達支援 身	18歳未満の上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童を医療型児童発達支援センターに通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。		
放課後等デイサービス 身 知 精 難	学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害のある児童を、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の事業所等に通わせて、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。		
居宅訪問型児童発達支援 身 知 精 難	重症心身障害児などの重度の障害児に対して、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を行います。		
保育所等訪問支援 身 知 精 難	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。		

## 13 地域生活支援サービス

障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、障害の種別に応じて、社会適応訓練事業や社会生活を円滑にするための各種事業を行っています。

また、県では、各種事業の体系的、効果的实施を図り、より一層の社会参加を促進するため、「広島県障害者社会参加推進センター」（事務局：〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 県社会福祉会館内 TEL 082-254-2505 FAX 082-254-0202）の運営費の助成を行っています。

なお、市町によっては実施していない事業もありますので、事前にお住まいの市町へ問い合わせてください。

### （１）意思疎通支援

施策の種類	内 容	申込機関名等
点訳・音訳奉仕員の養成	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳・音訳奉仕員を養成しています。	(社福)広島県視覚障害者団体連合会 電話 082-229-2320 市町(実施していない市町もあります。)
手話奉仕員の養成	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行っています。	市町(実施していない市町もあります。)
手話通訳者の養成	聴覚障害者等の社会参加を促進するため、手話通訳に必要な専門技能を有する手話通訳者の養成を行っています。	(一社)広島聴覚障害者協会 電話 082-254-0085 FAX 082-254-0087
手話通訳者の研修	手話通訳者を対象に、より高度な手話技術の習得と専門性を高めるための研修を行うとともに、手話奉仕員及び手話通訳者養成の講師の養成を行っています。	
手話通訳者の設置	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を推進するため手話通訳者を公的機関に設置しています。	市町(実施していない市町もあります。)
手話通訳者の派遣	聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援し、円滑な意思疎通が可能となるよう、手話通訳者等の派遣を行っています。	市町
手話通訳者派遣ネットワーク事業	市町域又は県域を越えて移動する障害者・障害児について、その目的地において必要となる手話通訳者を確保するための連絡調整を行っています。また、県内の障害者団体等が主催又は共催する広島県内で開催される広域的な行事等(原則、県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれるもの)への手話通訳者の派遣を行っています。	(一社)広島聴覚障害者協会 電話 082-254-0085 FAX 082-254-0087
要約筆記奉仕員の養成	要約筆記に必要な技術を習得した要約筆記奉仕員の養成を行っています。	市町(実施していない市町もあります。)
要約筆記者養成事業	難聴者・中途失聴者の社会参加を促進するため、要約筆記に必要な専門機能を有する要約筆記者の養成を行っています。	NPO 法人広島県難聴者・中途失聴者支援協会 電話/FAX 082-259-3327
要約筆記者の派遣	聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を支援し、円滑な意思疎通が可能となるよう、要約筆記者等の派遣を行っています。	市町

施策の種類	内 容	申込機関名等
要約筆記者派遣 ネットワーク事業	市町域又は県域を越えて移動する障害者・障害児について、その目的地において必要となる要約筆記者を確保する連絡調整を行っています。また、県内の障害者団体等が主催又は共催する広島県内で開催される広域的な行事等（原則、県内全域から聴覚障害者の参加が見込まれるもの）への要約筆記者の派遣を行っています。	NPO 法人広島県難聴者・中途失聴者支援協会 電話/FAX 082-259-3327
盲ろう者向け通訳・介 助員養成研修事業	盲ろう者の社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳介助員の養成研修を行っています。	(特非) 広島盲ろう者友の会 電話 082-258-2966 FAX 082-258-2961
盲ろう者向け通訳・ 介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣しています。	
失語症者向け意思疎 通支援者養成研修事 業	失語症者の社会参加を促進するため、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行っています。	(一社) 広島県言語聴覚士会 電話 082-921-3230 FAX 082-921-3237
失語症者向け意思疎 通支援者派遣事業	失語症者の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣しています。	
電話リレーサービス 等の実施	聴覚障害者に代わって電話をかける代理電話及びインターネットを活用して電話リレーサービスを行っています。	広島県聴覚障害者センター P.73 参照

## (2) 情報支援

施策の種類	内 容	申込機関名等
点字・声の広報等の 発行	県の広報紙「ひろしま県民だより」の点字版、テープ版及びデジジー（CD）版を発行し、視覚障害者に無料配布しています。また、ホームページに音声データと点字データ（BES データ）を掲載しています。 聴覚障害者向けに、知事定例会見において、同時手話通訳を行っています。	県総務局広報課 電話 082-513-2378
県ホームページ	視覚や色覚が弱い方向けに、文字拡大、音声読上げや配色変更機能を持つインターネット閲覧支援機能を導入しています。	
字幕入り映像ライブ ラリーの設置	聴覚障害者・関係者を対象に、テレビ番組に字幕、手話を挿入したビデオテープ及び DVD の貸出しを行っています。（一部映画も有り） ※郵送貸出の場合で返却に要する費用は自己負担	広島県聴覚障害者センター P73 参照
インターネットに よる情報提供	センターに設置されたパソコンで、インターネットの閲覧ができます。 サービス内容、映画情報、イベント案内等をホームページにてお知らせしています。	

施策の種類	内 容	申込機関名等
相談、手話学習会等	相談、ピアカウンセリング、手話学習会等を行っています。 ※相談、ピアカウンセリングは予約が必要	
情報機器の貸出し	聴覚障害者・関係者を対象に、補聴援助機器（ヘアリンググループ・赤外線）・プロジェクター・パソコン・OHP・OHC・スクリーンなど情報機器の貸出しを無償で行っています。	
点字情報ネットワーク事業	国内外の政治、経済、行政、社会、文化、スポーツ等の最新情報の点字物を提供しています。	(社福)広島県視覚障害者団体連合会 電話 082-229-2320
点字図書・録音図書（カセットテープ・デージー・CD）等の郵送貸出し	県内に在住の視覚障害者に、県立視覚障害者情報センターや全国の点字図書館等に所蔵されている点字図書・録音図書（カセットテープ・デージー・CD）等を郵送で貸し出します。 ※障害者手帳所持者で利用登録が必要、送料無料	県立視覚障害者情報センター P. 73 参照
対面朗読	視覚障害者に、希望の資料を対面朗読します。 ※資料持参、予約が必要	県立視覚障害者情報センター P. 73 参照
	視覚やその他の障害により、活字による読書が困難な方に、県立図書館が所蔵している本や雑誌を朗読します。 ※希望日の7日前までに要予約	県立図書館 P. 74 参照
「声の目録」の配布・貸出し	県立図書館が所蔵しているカセットテープ、CD、デージー及びマルチメディアデージーのタイトル等を録音した「声の目録」（カセットテープ、デージー、点字及び墨字）を来館又は郵送により配布・貸し出します。 ※送料無料	県立図書館 P. 74 参照
本や視聴覚資料の郵送貸出し	県内に在住又は通勤・通学している身体障害者・知的障害者・精神障害者等で、県立図書館への来館が困難な方に、県立図書館の本や視聴覚資料を郵送により貸し出します。  ※視覚に障害がある方は、視聴覚資料・点字資料は無料。視覚に障害がある方以外は、一部又は全額負担。金額は、手帳の種類・等級・貸出資料の種類などによります。	
視覚障害者等用資料の貸出し	県内に在住又は通勤・通学している方で、視覚に障害がある方や活字による読書が困難な方に、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」からデージーデータなどの音声資料をダウンロードして、貸し出します。	
大活字本の閲覧・貸出し	細かい文字が見えにくいという方のために出版されている、大きな活字の「大活字本」を用意しています。	

施策の種類	内 容	申込機関名等
LLブックの閲覧・貸出し	知的障害、自閉症、失語症、読み書き障害、聴覚障害がある方など、読むことが難しい方に、読みやすく、分かりやすく書かれた「LLブック」を用意しています。	県立図書館 P. 74 参照
拡大読書器の設置	館内に拡大読書器を2台設置しています。	
県立図書館ホームページ	視覚や色覚が弱い方向けに、文字拡大、音声読上げや配色変更機能等を持つインターネット閲覧支援ソフトを導入しています。	
広島県障害者情報アクセシビリティ向上事業	県内の障害者の情報格差の解消による社会参加及び在宅就労促進を目的として、パソコン等のIT機器の利活用に関するサポートを行っています。 【事業内容】 1. IT機器の利活用に関する相談 2. パソコン講習会の開催 3. タブレット端末体験会、講習会の開催 4. 在宅や関係施設等において、IT機器の使用に関する各種トラブル等の相談・支援を行うためのパソコンボランティア派遣	広島県障害者ITサポートセンター P. 73 参照

## (情報支援施設)

施設名等	開館時間等	電話番号等
<b>広島県聴覚障害者センター</b>  〒734-0007 広島市南区皆実町1-6-29 (県健康福祉センター) ホームページアドレス <a href="http://hiro-chokaku.jp/">http://hiro-chokaku.jp/</a>	<b>【開館時間】</b> 9:00～17:00  <b>【休 館】</b> 月曜日、祝祭日、年末年始	電話番号 082-254-0085  FAX番号 082-254-0087  メールアドレス minami@hiro-chokaku.jp
<b>広島県立視覚障害者情報センター</b>  〒732-0009 広島市東区戸坂千足二丁目1-5 ホームページアドレス <a href="http://www.hiroten.jp/">http://www.hiroten.jp/</a>	<b>【開館時間】</b> 9:00～17:00  <b>【休 館】</b> 土曜日、祝祭日、年末年始 図書整理日(月末日)	電話番号 082-229-7878  FAX番号 082-229-7909
<b>広島県障害者ITサポートセンター</b>  〒732-0068 広島市東区牛田新町二丁目2-1 (株)広島情報シンフォニー内 ホームページアドレス <a href="http://www.symphony.co.jp/it-support/index.html">http://www.symphony.co.jp/it-support/index.html</a>	<b>【受付時間】</b> 火曜日、金曜日 13:00～16:00  <b>【休 館】</b> 土曜日、日曜日 祝祭日、年末年始	電話番号 082-224-3875  FAX番号 082-224-3875  メールアドレス it-support@symphony.co.jp

施設名等	開館時間等	電話番号等
<p><b>広島県立図書館</b></p> <p>〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47 広島県情報プラザ内 ホームページアドレス <a href="http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/">http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/</a> (モバイル版) <a href="https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/i_index.html">https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/i_index.html</a> (スマホ版) <a href="https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/opw/OPS/OPSINDEX.CSP">https://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/opw/OPS/OPSINDEX.CSP</a> (公式ツイッター) <a href="https://twitter.com/hiroshima_plib">https://twitter.com/hiroshima_plib</a></p>	<p><b>【開館時間】</b> 土・日・11月3日 9:30～17:00 火～金 9:30～19:00</p> <p><b>【休館】</b> 毎週月曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始 12月28日～1月4日 特別整理期間等 令和7年3月4日(火)～3月14日(金)</p>	<p>電話番号 082-241-4972 FAX番号 082-241-9799 メールアドレス hirokentokan@hplibra.pref.hiroshima.jp</p>
<p><b>ふれ愛プラザ</b></p> <p>〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目地下街219 (紙屋町シャレオ)</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://fureai-plaza.com">https://fureai-plaza.com</a></p>	<p>紙屋町シャレオで、事業所製品の展示販売、福祉情報の発信などを行っています。</p> <p><b>【営業時間】</b> 10:00～20:00</p>	<p>電話番号 082-546-3146 FAX番号 082-546-3147 メールアドレス info@fureai-plaza.com</p>
<p>事業所製品の展示販売</p>	<p>県内の障害者就労支援事業所で作った製品を展示販売しています。オンライン販売やSNSでの情報発信も行っています。</p>	
<p>福祉情報の提供</p>	<p>福祉事業所の活動、バリアフリー、福祉行政などに関する情報をホームページ、パンフレットなどで提供しています。</p>	
<p>サービスや就労体験の提供</p>	<p>車椅子の無料貸出や、事業所利用者の販売実習の受入を行っています。</p>	

## (3) 移動支援

施策の種類	内 容	申込機関名等
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者・障害児に対して、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	市町
身体障害者補助犬育成・給付事業	身体障害者補助犬を育成、給付しています。  給付を希望される方は、広島市にお住まいの方は、広島ハーネスの会（電話 082-961-6476 火・木曜日 11:00～16:00）に、広島市以外にお住まいの方は、お住まいの市・町の障害福祉担当課にご相談ください。	
手話通訳者の派遣、要約筆記者の派遣、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	P.70「(1)意思疎通支援」参照	
同行援護	P.65 参照	
行動援護		

## (4) 地域活動支援センター

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
地域活動支援センター  身 知 精 難 (各市町へ問い合わせてください。)	社会との交流の促進等を図るため、障害者・障害児に、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。	施設により異なるため、各市町へ問い合わせてください。	市町 (実施していない) (市町もあります。)

## (5) 福祉ホーム

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
福祉ホーム  身 知 精 難 (各市町へ問い合わせてください。)	住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を貸与し、日常生活に必要な便宜を供与します。	利用料等	市町





施策の種類	内 容	申込機関名等																														
精神科デイケア事業	精神疾患やひきこもり等で通院治療中の人を対象に、デイケアによる社会復帰のためのリハビリテーションを行っています。デイケアでは、仲間との活動や様々なプログラムを通して社会生活能力を身に付け、自分にあった社会生活を目指します。 対象別に、青年期コース、リカバリーコースを設置しています。	県立総合精神保健福祉センター																														
市町相談支援事業 身 知 精 難	在宅の障害者やその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、介護相談及び情報の提供を行います。	P. 22～P. 24 の各相談窓口 (要確認)																														
障害者就業・生活支援センター事業 身 知 精 難	生活支援担当職員が障害者の就労に伴う生活上の相談及び日常生活又は社会生活に必要な支援を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>広島障害者就業・生活支援センター</td></tr> <tr><td>広島東障害者就業・生活支援センター</td></tr> <tr><td>呉安芸地域障害者就業・生活支援センター</td></tr> <tr><td>広島中央障害者就業・生活支援センター</td></tr> <tr><td>みどりの町障害者就業・生活支援センター</td></tr> <tr><td>東部地域障害者就業・生活支援センター</td></tr> <tr><td>広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ</td></tr> <tr><td>備北障害者就業・生活支援センター</td></tr> </table>	広島障害者就業・生活支援センター	広島東障害者就業・生活支援センター	呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	広島中央障害者就業・生活支援センター	みどりの町障害者就業・生活支援センター	東部地域障害者就業・生活支援センター	広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	備北障害者就業・生活支援センター	障害者就業・生活支援センター  P. 83 参照																						
広島障害者就業・生活支援センター																																
広島東障害者就業・生活支援センター																																
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター																																
広島中央障害者就業・生活支援センター																																
みどりの町障害者就業・生活支援センター																																
東部地域障害者就業・生活支援センター																																
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ																																
備北障害者就業・生活支援センター																																
児童発達支援センター等機能強化事業 (障害児等療育支援事業)	在宅心身障害児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、各種療育支援を行っています。(原則無料) ○訪問による療育の相談・指導、健康診査 ○外来による療育の相談・指導 ○施設に対する療育の相談・指導 ○子育て支援機関に対する研修 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>実施施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療型障害児入所施設</td> <td>子鹿医療療育センター</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター</td> <td>若草園</td> </tr> <tr> <td>福祉型障害児入所施設</td> <td>瀬野川学園</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">福祉型児童発達支援センター</td> <td>呉本庄つくし園</td> </tr> <tr> <td>「ゼノ」こぼと園</td> </tr> <tr> <td>柏学園</td> </tr> <tr> <td>草笛学園</td> </tr> <tr> <td>尾道発達相談・療育支援センター</td> </tr> <tr> <td>あづみ園</td> </tr> <tr> <td>あいあい園</td> </tr> <tr> <td>ひかり園</td> </tr> <tr> <td>広島西こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>くれよん</td> </tr> <tr> <td>ひゅーるぼん</td> </tr> <tr> <td>児童発達支援事業所</td> <td>デイサービスひろば</td> </tr> <tr> <td>地域療育支援センター</td> <td>あしすと</td> </tr> <tr> <td>広島市こども療育センター</td> <td>地域支援室</td> </tr> <tr> <td>広島市西部こども療育センター</td> <td>療育相談室</td> </tr> <tr> <td>広島市北部こども療育センター</td> <td>療育相談室</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	実施施設名	医療型障害児入所施設	子鹿医療療育センター	医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター	若草園	福祉型障害児入所施設	瀬野川学園	福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園	「ゼノ」こぼと園	柏学園	草笛学園	尾道発達相談・療育支援センター	あづみ園	あいあい園	ひかり園	広島西こども発達支援センター	くれよん	ひゅーるぼん	児童発達支援事業所	デイサービスひろば	地域療育支援センター	あしすと	広島市こども療育センター	地域支援室	広島市西部こども療育センター	療育相談室	広島市北部こども療育センター	療育相談室	実施施設
施設種別	実施施設名																															
医療型障害児入所施設	子鹿医療療育センター																															
医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター	若草園																															
福祉型障害児入所施設	瀬野川学園																															
福祉型児童発達支援センター	呉本庄つくし園																															
	「ゼノ」こぼと園																															
	柏学園																															
	草笛学園																															
	尾道発達相談・療育支援センター																															
	あづみ園																															
	あいあい園																															
	ひかり園																															
	広島西こども発達支援センター																															
	くれよん																															
ひゅーるぼん																																
児童発達支援事業所	デイサービスひろば																															
地域療育支援センター	あしすと																															
広島市こども療育センター	地域支援室																															
広島市西部こども療育センター	療育相談室																															
広島市北部こども療育センター	療育相談室																															

## 14 選挙

施策の種類	内 容	申込機関名等
<b>投票所や期日前投票所における投票</b>		
点字投票	<p>投票所には、点字投票用の投票用紙及び簡単な点字器も用意してあるため、申し出により、点字による投票をすることができます。</p> <p>また、点字による候補者等の名簿も備え付けているので、それにより候補者の氏名等を確認することもできます。</p>	<p>名簿登録地の市区町の選挙管理委員会</p> <p><b>投票時間</b> <b>【投票所】</b> 7:00～20:00 <b>【期日前投票所】</b></p>
代理投票	<p>心身の故障その他の事由により投票用紙に自分で候補者の氏名等を記入できない場合、申し出により、代理投票することができます。</p> <p>代理投票の申し出を投票管理者が適当と認めた場合、補助者 2 名が選任され、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう一人が、それに立ち会うことになります。</p>	<p>(選挙期日の公示(告示)の日の翌日から投票日の前日)</p> <p>8:30～20:00</p> <p>※投票時間等は原則であり、これと異なる場合があります。</p> <p>※介護者の方でも、投票管理者が認めた方については、選挙人とともに投票所及び期日前投票所に入ることができます。</p>
<b>不在者投票</b>		
郵便等による不在者投票	<p>身体に重度の障害のある人は、あらかじめ証明書の交付を受ける等の手続きを行うことにより、郵便等による不在者投票をすることができます。</p> <p>また、郵便等による不在者投票をできる人のうち一定の障害があり自ら投票の記載ができない人(※)は、あらかじめ代理記載人を届け出ることにより、代理記載により投票することもできます。</p> <p>① 郵便等投票証明書の交付申請を行う。 (代理記載による場合、その旨の申請も行う。)</p> <p>② 郵便等投票証明書を添えて、投票用紙など必要書類を請求する。</p> <p>③ 交付された投票用紙に記載(代理記載)し、郵便等により選挙管理委員会へ送付する。</p> <p>(※) 身体障害者手帳で上肢又は視覚障害の程度が1級である人など</p>	<p>名簿登録地の市区町の選挙管理委員会</p>
指定病院等における不在者投票	<p>県の選挙管理委員会が指定している病院等に、入院、入所している人で、不在者投票の事由に該当する人は、その病院等で不在者投票することができます。</p> <p>この場合も、投票所における投票と同様に代理投票することができます。</p> <p>① 指定病院等を通じて(または自分が直接)、投票用紙など必要書類を選挙管理委員会へ請求する。</p> <p>② 指定病院等の管理する場所で、投票を行う。</p> <p>③ 指定病院等の長が投票済の投票用紙等を選挙管理委員会へ送致する。</p>	<p>名簿登録地の市区町の選挙管理委員会</p> <p>指定病院等</p>

## 15 スポーツ・芸術振興

障害の有無等を問わず誰もが参画できるパラスポーツの認知を高め、スポーツに触れる場や機会を地域に広く展開することを通じて、多様性が尊重される共生社会の実現を目指しています。そのため、①「普及啓発・認知向上」、②「場の充実・機会の確保」、③「競技力向上」の3つの施策を有機的、連続的に結び付け、「支える土台づくり」となる多様なキープレーヤーとともに一体的に取り組んでいます。

## (1) スポーツ振興

施策の種類	内 容	申込機関名等
普及啓発・認知向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「知る」「見る」のきっかけづくり</li> <li>1 企業や競技団体等と連携した体験会・講演会の実施</li> <li>2 障害の有無等を問わず、誰でも参加できる「インクルーシブ・スポーツ・フェスタ」の開催</li> </ul>	公益社団法人広島県パラスポーツ協会 企画推進課 電話 082-225-7380
場の充実・機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ パラスポーツに興味・関心を持った方への環境づくり</li> <li>1 ボランティア育成支援</li> <li>2 指導者養成(公認初級パラスポーツ指導員等)</li> </ul>	
競技力向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育成強化の支援</li> <li>1 強化指定選手を対象とした強化費の支援</li> <li>2 メディカルサポート</li> </ul>	
支える土台づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 (公社)広島県パラスポーツ協会の体制強化支援及び取組への運営支援</li> <li>2 協会のコーディネーターを中心とした、多様なキープレーヤー(※)が一体となって支える推進体制の構築</li> </ul> ※市町、競技団体、民間企業、大学、ボランティア、指導者、理学療法士等	

## パラスポーツを通じた活力ある 共生社会（インクルーシブ社会）の 実現にむけて

3つの施策である「普及啓発・認知向上」

「場の充実・機会の提供」「競技力向上」を

有機的、連続的に結び付け、行政、競技団体、

民間企業、学校、ボランティア、指導者、理学療法士などの

多様なキープレイヤーと一体となって

「支える土台づくり」に取り組んでいきます。



### ～公益社団法人広島県パラスポーツ協会について～

平成28年1月に県内のパラスポーツを統括する団体である「広島県障害者スポーツ協会」が設立されました。その後、東京パラリンピックによるパラスポーツへの関心の高まりや多様性が尊重される共生社会の実現に向けた機運が高まる中、令和4年4月に公益認定化するとともに、「広島県パラスポーツ協会」に名称変更されました。今後も、更なるパラスポーツの振興に取り組んでいきます。

#### 〈事務局〉

##### ■総務経理課 事業運営課

〒739-0036 東広島市西条町田口 295-3 スポーツ交流センターおりづる内  
TEL 082-426-3333 FAX 082-425-6789

##### ■企画推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 広島県庁 スポーツ推進課内  
TEL 082-225-7380 FAX 082-225-7386

#### 〈目的〉

県内のパラスポーツを統括する中核的な組織として、全ての県民が障害の有無に関わらずパラスポーツに親しむとともに、障害者がスポーツ活動を通じて健康の保持・増進や地域社会との交流による社会参加に努め、また競技力の向上に取り組むことができるよう、パラスポーツの振興を図り、もって活力ある共生社会の実現を目指すことを目的としています。

#### 〈実施事業〉

啓発イベントの実施、パラスポーツ体験会等の開催、競技団体への支援、選手の発掘・育成、優秀選手・功労者の表彰 など

## (2) 芸術振興

広島県では、障害者芸術文化活動の推進や芸術家の育成を図ることを目的として、平成28年4月に「広島県アートサポートセンター」を開設し、障害者の芸術文化活動の情報発信や人材育成、創作活動等を支援しています。

施設名等	開館時間等	電話番号等
広島県アートサポートセンター  〒731-0102 広島市安佐南区川内6-28-15	<b>【開所時間】</b> 10:00～17:00  <b>【休 館】</b> 水曜日・日曜日・祝日  <b>【主な活動内容】</b> 展覧会情報等の発信、 ワークショップ、指導者派遣、 事業所等への専門家派遣 相談支援	電話番号 070-5671-8668 FAX 番号 082-831-6889

## 16 就労

## (1) 就労のための相談・支援機関

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄地域
ハローワーク広島 (広島公共職業安定所)	〒730-8513 広島市中区上八丁掘 8-2 (広島清水ビル 1~4 階)	082-223-8609 082-223-5122	広島市のうち中区、西区、 安佐南区、佐伯区(湯来 町、杉並台を除く)
ハローワーク広島東 (広島東公共職業安定所)	〒732-0051 広島市東区光が丘 13-7	082-264-8609 082-264-1355	広島市のうち東区、南区、 安芸区、安芸郡
ハローワーク可部 (可部公共職業安定所)	〒731-0223 広島市安佐北区可部南三丁目 3-36	082-815-8609 082-814-6222	広島市のうち安佐北区、 山県郡
ハローワーク広島西条 (広島西条公共職業安定所)	〒739-0041 東広島市西条町寺家 6479-1	082-422-8609 082-422-7294	東広島市
ハローワーク竹原 (広島西条公共職業安定所 竹原出張所)	〒725-0026 竹原市中央五丁目 2-11	0846-22-8609 0846-22-9316	竹原市、豊田郡
ハローワーク呉 (呉公共職業安定所)	〒737-8609 呉市西中央一丁目 5-2	0823-25-8609 0823-22-1106	呉市、江田島市
ハローワーク尾道 (尾道公共職業安定所)	〒722-0026 尾道市栗原西二丁目 7-10	0848-23-8609 0848-23-2852	尾道市、世羅郡
ハローワーク福山 (福山公共職業安定所)	〒720-8609 福山市東桜町 3-12	084-923-8609 084-931-8486	福山市
ハローワーク三原 (三原公共職業安定所)	〒723-0004 三原市館町一丁目 6-10	0848-64-8609 0848-62-0130	三原市
ハローワーク三次 (三次公共職業安定所)	〒728-0013 三次市十日市東三丁目 4-6	0824-62-8609 0824-62-1859	三次市
ハローワーク安芸高田 (三次公共職業安定所 安芸高田出張所)	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1814-5	0826-42-0605 0826-42-0224	安芸高田市
ハローワーク庄原 (三次公共職業安定所 庄原出張所)	〒727-0012 庄原市中本町一丁目 20-1	0824-72-1197 0824-72-7533	庄原市
ハローワーク府中 (府中公共職業安定所)	〒726-0005 府中市府中町 188-2	0847-43-8609 0847-43-1115	府中市、神石郡
ハローワーク廿日市 (廿日市公共職業安定所)	〒738-0033 廿日市市串戸四丁目 9-32	0829-32-8609 0829-32-3350	廿日市市、広島市佐伯区 のうち湯来町、杉並台
ハローワーク大竹 (廿日市公共職業安定所 大竹出張所)	〒739-0614 大竹市白石一丁目 18-16	0827-52-8609 0827-53-8609	大竹市
独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構広島 支部 広島障害者職業センター	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 (NTT クレド白島ビル 12 階)	082-502-4795 082-211-4070	

## ◆障害者就業・生活支援センター

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄地域
広島障害者就業・生活支援センター	〒733-0011 広島市西区横川町二丁目5-6 メゾン寿々屋201号	082-297-5011 082-297-5012	広島市(中区、西区、佐伯区、安佐南区、安佐北区)、安芸高田市、安芸太田町、北広島町
広島東障害者就業・生活支援センター	〒732-0053 広島市東区若草町15-20 (就労サポートセンターSOAR 5階)	082-262-5100 082-262-5102	広島市(東区、南区、安芸区)、府中町、海田町、熊野町、坂町
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	〒737-0051 呉市中央五丁目12-21 (呉市福祉会館3階)	0823-25-8870 0823-25-8868	呉市、江田島市
広島中央障害者就業・生活支援センター	〒739-0001 東広島市西条町西条414-31 (サポートオフィスQUEST内)	082-490-4050 082-427-6280	東広島市、竹原市、大崎上島町
みどりの町障害者就業・生活支援センター	〒729-1322 三原市大和町箱川1470-2	0847-35-3350 0847-35-3339	三原市、尾道市、世羅町
三原センター	〒729-0418 三原市本郷北三丁目4-5 とよの郷内	0848-86-2345 —	
尾道センター	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成1190-1	0848-48-5066 —	
東部地域障害者就業・生活支援センター	〒726-0011 府中市広谷町959-1 (パレットせいわ2階)	0847-46-2636 0847-44-6624	福山市、府中市、神石高原町
福山事務所	〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22 (福山すこやかセンター2階)	084-926-3805 084-926-3806	
広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ	〒738-0033 廿日市市串戸五丁目3-45 (あまのコミュニティーケアプラザLaLa2階)	0829-34-4717 0829-34-4718	大竹市、廿日市市
備北障害者就業・生活支援センター	〒728-0013 三次市十日市東三丁目14-1 (三次市福祉保健センター1階)	0824-63-1896 0824-63-1897	三次市、庄原市

名称	所在地	電話番号	FAX番号	
広島障害者職業能力開発校	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-23	082-254-1766	082-254-1716	
訓練科名	定員	訓練期間	訓練内容	対象者
CAD技術科	15	2年	2次元CAD及び3次元CAD/CAM/CAE等	知的障害以外の障害者
情報システム科	10	2年	情報技術全般に関する知識、情報システム開発におけるプログラミング及びシステム設計の知識・技術等	
Webデザイン科	10	2年	ホームページ作成に必要なビジュアルデザインの知識、ソフトウェア操作等	
OAビジネス科	17	1年	簿記会計、税務、社会保険、OA機器操作等	知的障害以外の身体障害等
OAビジネス科 (音声パソコンコース)	3	1年	スクリーンリーダー等の資格障害者用就労支援機器・OA機器・パソコンの操作、ビジネスマナー等	知的障害以外の視覚障害者
事務実務科	10	1年	パソコン操作、事務一般、ビジネスマナー等	知的障害以外の精神・発達障害者
総合実務科	30	1年	流通、物流、環境(屋内・屋外)整備、就業基礎、事務補助、調理	知的障害者
総合実務科 (チャレンジコース)	前期5 後期5	6か月	流通、物流、環境整備等	知的・身体障害者以外の発達障害者
合計	105	看護師、精神保健福祉士(PSW)、手話通訳員を配置しています。		



## (2) 雇用の安定のための制度

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
職場適応訓練	事業主に委託し、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にし、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施します。	訓練生には訓練手当、委託事業主には委託費を支給します。	公共職業安定所 (ハローワーク)  P. 82 参照
トライアル雇用助成金  (障害者 トライアル コース)	就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成。	【精神障害者の場合】 ・助成期間：最長6か月 ・助成額： 雇入れから3か月間→ 1人あたり月額最大8万円 雇入れから4か月以降→ 1人あたり月額最大4万円 【上記以外の場合】 ・助成期間：最長3か月 ・助成額：1人あたり月額最大4万円	
トライアル雇用助成金 (障害者 短時間 トライアル コース)	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う事業主に対して助成。	1人あたり月額最大4万円 (最長12か月間)	
特定求職者雇用開発助成金  (特定就職 困難者 コース)	障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上(重度障害者等を短時間労働者以外として雇い入れる場合にあっては3年以上)であることが確実に認められること。	【身体・知的障害者(重度以外)】 ・1人あたり120万円 (中小企業以外50万円) ・短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) 【身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者】 ・1人あたり240万円 (中小企業以外100万円) ・短時間労働者(※)は80万円 (中小企業以外30万円) (※)1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者(以下同じ)	
特定求職者雇用開発助成金  (発達障害者・ 難治性疾患 患者雇用開発 コース)	発達障害者または難治性疾患患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた(※)事業主に対して助成。 (※)雇用保険一般被保険者として雇い入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることが確実に認められること。	1人あたり120万円 (中小企業以外50万円) 短時間労働者は80万円 (中小企業以外30万円)	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
キャリアアップ助成金  (障害者正社員 化コース)	<b>正規・無期転換</b> 有期雇用労働者を正規雇用労働者 (※) または無期雇用労働者に、 無期雇用労働者を正規雇用労働者(※) に転換する。  (※) 多様な正社員(勤務地・職務 限定正社員、短時間正社員)を含む。	<b>【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】</b> ・有期→正規:1人あたり120万 円(中小企業以外90万円) ・有期→無期:1人あたり60万 円(中小企業以外45万円) ・無期→正規:1人あたり60万 円(中小企業以外45万円)  <b>【上記以外の障害者】</b> ・有期→正規:1人あたり90万 円(中小企業以外67.5万円) ・有期→無期:1人あたり45万 円(中小企業以外33万円) ・無期→正規:1人あたり45 万円(中小企業以外33万円)	公共職業安 定所 (ハローワーク)  P.82 参照
障害者介助 等助成金	①職場復帰支援助成金 職場復帰のために必要な職場適応の 措置の実施	・対象障害者1人につき月4万 5千円まで(中小企業は月6万円 まで) ・支給期間:1年間 ・対象障害者等の職場復帰から3 か月以内に措置を開始すること が要件です。	(独)高齡・ 障害・求職 者雇用支援 機構 広島支部高 齡・障害者 業務課 電話:082 545-7150
	②中途障害者等技能習得支援助成金 職場復帰にあたって職務転換後の業 務に必要な知識・技能を習得させるた めの研修の実施	・助成率:対象費用の4分の3 ・対象障害者1人につき年20 万円まで(中小企業は年30万円 まで) ・支給期間:1年間 ・対象障害者等の職場復帰から3 か月以内に措置を開始すること が要件です。	
	③中高年齢等障害者技能習得支援助成 金 加齢に伴う心身の変化により生じる 課題を解消するための知識・技能を習 得するための研修の実施	・助成率:対象費用の4分の3 ・対象障害者1人につき年20万 円まで(中小企業または調整金支 給調整対象事業主は年30万円 まで) ・支給期間:1年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等 から6か月を超える期間が経過 していることが対象障害者等と なる要件です。	
	④職場介助者の配置又は委嘱助成金 業務遂行のために必要な職場介助者 の配置または委嘱	・助成率:対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人につき1回1万円ま で・年150万円まで ・支給期間:10年間 ・対象障害者等が雇用後1年を超 える期間が経過している場合は 対象となりません。	
	⑤職場介助者の配置又は委嘱の継続措 置に係る助成金 上記④の支給期間が終了する事業主 で、職場介助者の配置または委嘱の措 置を継続して行う場合	・助成率:対象費用の3分の2 ・配置1人につき月13万円まで ・委嘱1人につき1回9千円ま で・年135万円まで ・支給期間:5年間 ・支給期間は上記④の支給期間終 了後5年間となります。	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
障害者介助等助成金	<p>⑥職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な職場介助者を配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率：対象費用の3分の2</li> <li>・配置1人につき月13万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月15万円まで）</li> <li>・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1万円まで・年150万円まで）</li> <li>・支給期間：10年間</li> <li>・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。</li> </ul>	<p>(独)高齢・障害者雇用支援機構 広島支部高齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
	<p>⑦手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率：対象費用の4分の3</li> <li>・配置1人につき月15万円まで</li> <li>・委嘱1人につき1回1万円まで・年150万円まで</li> <li>・支給期間：10年間</li> <li>・対象障害者等が雇用後1年を超える期間が経過している場合は対象となりません。</li> </ul>	
	<p>⑧手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 上記⑦の支給期間が終了する事業主で、当該担当者の配置または委嘱の措置を継続して行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率：対象費用の3分の2</li> <li>・配置1人につき月13万円まで</li> <li>・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで</li> <li>・支給期間：5年間</li> <li>・支給期間は上記⑦の支給期間終了の翌日から5年間となります。</li> </ul>	
	<p>⑨手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するために必要な手話通訳・要約筆記等担当者の配置または委嘱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成率：対象費用の3分の2</li> <li>・配置1人につき月13万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は月15万円まで）</li> <li>・委嘱1人につき1回9千円まで・年135万円まで（中小企業または調整金支給調整対象事業主は1人につき1回1万円まで・年150万円まで）</li> <li>・支給期間：10年間</li> <li>・中途障害者の方は手帳交付日等から6か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。</li> </ul>	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
障害者介助等助成金	<p>⑩職場支援員の配置又は委嘱助成金 職場定着のための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱</p>	<p>①一般労働者への配置 1 人につき ・中小企業は月 4 万円まで ・中小企業以外は月 3 万円まで</p> <p>②短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業は月 2 万円まで ・中小企業以外は月 1 万 5 千円まで</p> <p>③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業は月 1 万円まで ・中小企業以外は月 7 千 5 百円まで</p> <p>④委嘱 ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円まで・月 4 万円まで</p> <p>・支給期間：2 年間（精神障害者は 3 年間） ・対象障害者等の雇入日、勤務時間延長日、配置転換日、業務内容変更日、職場復帰日または企業在籍型職場適応援助者助成金の支援終了日の翌日から 6 か月以内に支援を開始することが要件です。</p>	<p>(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部高齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
	<p>⑪職場支援員の配置又は委嘱の中高齢等措置に係る助成金 加齢に伴う心身の変化により生じる課題を解消するための援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱</p>	<p>①一般労働者への配置 1 人につき ・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月 4 万円まで ・上記以外の事業主は月 3 万円まで</p> <p>②短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月 2 万円まで ・上記以外の事業主は月 1 万 5 千円まで</p> <p>③特定短時間労働者への配置 1 人につき ・中小企業および調整金支給調整対象事業主は月 1 万円まで ・上記以外の事業主は月 7 千 5 百円まで</p> <p>④委嘱 ・委嘱 1 人につき 1 回 1 万円まで・288 万円まで</p> <p>・支給期間：6 年間 ・中途障害者の方は手帳交付日等から 6 か月を超える期間が経過していることが対象障害者等となる要件です。</p>	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
障害者介助等助成金	⑫健康相談医の委嘱助成金 健康相談のために必要な健康相談医を委嘱	・助成率：対象費用の4分の3 ・委嘱1人につき1回2万5千円まで・年30万円まで ・支給期間：10年間	(独)高齡・障害者雇用支援機構 広島支部高齡・障害者業務課 電話：082-545-7150
	⑬職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金 職業生活に関する相談・支援の業務を専門に担当する方の配置または委嘱	・助成率：対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円まで・年150万円まで ・支給期間：10年間	
	⑭職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金 職業能力の開発・向上のために必要な業務を専門に担当する方の配置または委嘱	・助成率：対象費用の4分の3 ・配置1人につき月15万円まで ・委嘱1人1回につき1万円まで・年150万円まで ・支給期間：10年間	
	⑮介助者等資質向上措置に係る助成金 障害者の介助等の業務を行う方の資質の向上のための研修・講習の実施	・助成率：対象費用の4分の3 ・1事業主につき年100万円まで ・職場介助者、手話通訳・要約筆記等担当者、職場支援員、職業生活相談支援専門員、職業能力開発向上支援専門員・企業在籍型職場適応援助者の方の資質向上に資する研修・講習を実施する場合に支給します。	
	⑯重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の業務遂行のために必要な支援をサービス事業者へ委託	・助成率：対象費用の5分の4(中小企業は対象費用の10分の9) ・対象障害者等1人につき月13万3千円まで(中小企業は月15万円まで) ・支給期間：年度ごとに委託を開始した日から当該年度末まで ・申請には事前に市町村等への事業実施の確認および相談が必要です。	
職場適応援助者助成金	①訪問型職場適応援助者助成金 支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援(当該事業を行う法人に支給)	①訪問型職場適応援助者による支援 ・対象障害者等が精神障害者以外の場合、1回の支援につき4時間以上1万8千円、4時間未満9千円 ・精神障害者の場合、1回の支援につき3時間以上1万8千円、3時間未満9千円 ・1日当たり3万6千円まで(支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の額  ・支給期間：精神障害者以外の場合は1年8か月、精神障害者の場合は2年8か月	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
<b>職場適応援助者助成金</b>	②企業在籍型職場適応援助者助成金 支援計画に基づく企業在籍型職場 適応援助者による支援	①企業在籍型職場適応援助者 による支援 ・対象障害者等が精神障害者以 外の場合 【一般労働者】月6万円まで (中小企業は8万円まで) 【短時間労働者】月3万円まで (中小企業は4万円まで) 【特定短時間労働者】月1万5 千円まで(中小企業は2万円ま で) ・対象障害者等が精神障害者の 場合 【一般労働者】月9万円まで (中小企業は12万円まで) 【短時間労働者】月5万円まで (中小企業は6万円まで) 【特定短時間労働者】月2万円 まで(中小企業は3万円まで) ②企業在籍型職場適応援助者 養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の 額 ・支給期間：6か月	(独)高齢・ 障害・求職 者雇用支援 機構 広島支部高 齢・障害者 業務課 電話：082 545-7150
	③訪問型職場適応援助者の中高年齢 等措置に係る助成金 加齢に対応した支援計画に基づく 訪問型職場適応援助者による支援(当 該事業を行う法人に支給)	①訪問型職場適応援助者によ る支援 ・対象障害者等が精神障害者以 外の場合、1回の支援につき4時 間以上1万8千円、4時間未満9 千円 ・精神障害者の場合、1回の支 援につき3時間以上1万8千円、 3時間未満9千円 ・1日当たり3万6千円まで (支援ケースごとの合計) ②訪問型職場適応援助者養成 研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の 額 ・支給期間：精神障害者以外の 場合は1年8か月、精神障害者の 場合は2年8か月	

施策の種類	内 容	金 額 等	問合せ先
<b>職場適応援助者助成金</b>	<p>④企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金 加齢に対応した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援</p>	<p>①企業在籍型職場適応援助者による支援 ・対象障害者等が精神障害者以外の場合 【一般労働者】月6万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は8万円まで） 【短時間労働者】月3万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月4万円まで） 【特定短時間労働者】月1万5千円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月2万円まで） ・精神障害者の場合 【一般労働者】月9万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月12万円まで） 【短時間労働者】月5万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月6万円まで） 【特定短時間労働者】月2万円まで（中小企業および調整金支給調整対象事業主は月3万円まで） ②企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合 ・当該研修受講料の2分の1の額  ・支給期間：6か月</p>	<p>(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部高齢・障害者業務課 電話：082-545-7150</p>
<b>雇用保険失業給付の優遇措置</b>  ※雇用保険受給資格者に限る	<p>障害者等就職が困難な方の場合、基本手当の支給日数が優遇されています。</p>	<p>45歳未満は300日分 45歳以上65歳未満は、360日分となります（ただし、雇用期間が1年未満の場合は150日分※倒産・解雇、雇い止め等、やむを得ない理由で離職した者に限りません。）。</p>	<p>公共職業安定所 (ハローワーク)  P.82参照</p>
<b>雇用促進支援等資金</b> (県費預託融資制度)	<p>○新たに障害者を常用雇用するもの ○障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行うもの  以上の条件のいずれかに該当する中小企業者を対象に、金融機関を通じて運転資金・設備資金を低利で融資します。</p>	<p><u>融資限度額</u> ・運転資金及び設備資金 7,000万円 <u>信用保証等</u> ・原則として広島県信用保証協会による保証付き 保証人は、法人の代表者を除き原則不要</p>	<p>県商工労働局 経営革新課・雇用労働政策課  電話 082-513-3321</p>

施策の種類	内 容	問合せ先
職業相談・職業評価	就職の希望等を把握した上で必要な相談・評価を行い、就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む、個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。	広島障害者職業センター
職業準備支援	一定期間（2週～12週間）通っていただき、基本的な労働習慣の体得を図るための作業支援、職業に関する知識の習得や社会生活技能の向上等を図るための講座の受講、目標達成に向けた定期的な相談を通じて、就職または職場適応に必要な職業上の課題の把握とその改善を図ります（一人ひとりの状況に応じた個別のカリキュラムに基づいた支援を行います）。また、支援期間中からハローワークと連携した就職活動支援を行い、就職時にはジョブコーチによる職場適応支援等につなげます。	電話 082-502-4795  Fax 082-211-4070
ジョブコーチによる職場適応支援	障害者が円滑に職場に適応することが出来るように、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者および事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的、専門的な支援を行います。	
リワーク（職場復帰）支援	個別の支援計画に基づき、メンタルヘルス不調等で休職している方に対して職場復帰に向けた準備を、事業主に対して職場の受け入れ体制の整備についての支援を行い、円滑な職場復帰につなげていきます。	
障害者就業・生活支援センター事業	就職を希望する障害者や在職中の障害者を対象として、雇用及び福祉の関係機関と連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。 《就業面での支援》 ○職業準備訓練、職場実習あっせん ○就職活動の支援 ○職場定着に向けた支援 等 《生活面での支援》 ○在職者等の生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言 ○住居、年金余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言	障害者就業・生活支援センター  P. 83 参照
小規模作業所	一般企業で就労することが困難な障害者に共同作業の場を設けて、作業を通して技能訓練・生活指導等を行います。	作業所
施策の種類	内 容	
就労移行支援	「10 日中活動系サービス」(P.66) 参照	
就労継続支援 (A型)	「10 日中活動系サービス」(P.66) 参照	
就労継続支援 (B型)	「10 日中活動系サービス」(P.66) 参照	
就労定着支援	「10 日中活動系サービス」(P.67) 参照	



施策の種類	内 容	問合せ先
障害者雇用率制度	<p>社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用機会を確保するため、事業主が常用労働者に対する一定割合（障害者雇用率（下表））の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用することを義務付けている制度です。</p> <p>詳細については、厚生労働省ホームページをご確認ください。  <b>【厚生労働省ホームページ：障害者雇用率制度】</b>  URL： <a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a></p> <p>令和6年4月から障害者雇用率が下記のとおり変わります。</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p><b>【令和6年4月1日からの障害者雇用率】</b></p> <p>民間企業  一般の民間企業 2.5（2.3）%（対象労働者 40（43.5）人以上規模の企業）  一定の特殊法人等 2.8（2.6）%（対象労働者 36（38.5）人以上規模の独立行政法人及び特殊法人）  国・地方公共団体等  国・地方公共団体 2.8（2.6）%（除外職員を除く職員 36（38.5）人以上の機関）  都道府県等の教育委員会 2.7（2.5）%（除外職員を除く職員 37.5（40）人以上の機関）  ※（ ）内は今年度の障害者雇用率</p> </div>	<p>公共職業安定所（ハローワーク）</p> <p>P. 82 参照</p>

## 17 税金の軽減

障害のある人の生活の安定を図るため、所得税法などによって次のような税の軽減が図られています。また、障害者を多数雇用する事業所、障害者施設等に対して、事業所税等の非課税又は軽減措置がとられています。

種類	要件	金額	問合せ先等
所得 税	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者（3級～6級の身体障害者、知的障害者（㊸・B）、2級・3級の精神障害者）であるとき。 ※扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 27 万円	<b>1 国税庁ホームページで調べる場合</b>  No.1160 障害者控除（所得税）  No.1313 障害者等のマル優（非課税貯蓄）（所得税）  No.4167 障害者の税額控除（相続税）  No.4405 贈与税がかからない場合（贈与税）の 7
	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（㊸・A）、1級の精神障害者）であるとき。 ※扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 40 万円	
	同居している同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者であるとき。 ※扶養控除の適用がない 16 歳未満の扶養親族を有する場合においても障害者控除は適用されます。	障害者控除 75 万円	
マル優制度 特別マル優制度	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている人。 ※取扱金融機関の営業所等に手帳・証書等の確認書類を提示し、氏名、生年月日、住所及び個人番号並びに障害者等に該当する旨の告知を要します。	一定の預貯金公債の利子等に係る非課税（非課税貯蓄限度額各 350 万円）	No.6201 非課税となる取引（消費税）（10）（11）（14）  <b>2 電話で相談する場合</b>
相 続 税	障害者（3級～6級の身体障害者、知的障害者（㊸・B）、2級・3級の精神障害者）であるとき。	10 万円 × (85 - 年齢) を税額から控除  ※年数(85 - 年齢)は、1 年未満を切り上げる	広島国税局電話相談センターへつながります。 ①0570-00-5901（全国一律料金） ②最寄りの税務署へ電話し、自動音声案内に従って番号「1」を選択
	特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（㊸・A）、1級の精神障害者）であるとき。	20 万円 × (85 - 年齢) を税額から控除  ※年数(85 - 年齢)は、1 年未満を切り上げる	
贈 与 税	障害者（知的障害者（㊸・B）、2級・3級の精神障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を取得した場合。	非課税 （限度額 3,000 万円）	<b>3 税務署で相談する場合</b>  電話等で事前に相談日時の手配をお願いします。
	特別障害者（1級・2級の身体障害者、重度の知的障害者（㊸・A）、1級の精神障害者）を受益者とする特定障害者扶養信託契約に基づいて信託受益権を取得した場合。	非課税 （限度額 6,000 万円）	

種類	要件	金額	問合せ先等
消費税	身体障害者用物品（厚生労働大臣が指定したものに限る。）の譲渡、貸付け、製作の請負、修理（厚生労働大臣が指定した修理に限る。）、輸入。	非課税	（最寄りの税務署へ電話し、自動音声案内に従って番号「2」を選択）  <b>4 聴覚障害者等への相談窓口</b>  【専用電子メール相談窓口】 国税庁ホームページ内の「聴覚障害者等専用電子メール相談窓口」から送信 【専用ファクシミリ】 広島国税局電話相談センター FAX番号 082-221-9391
	介護保険法の規定に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービス等。 社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業として行われるサービスの提供等。		
関税	身体障害者用に特に製作された器具等を輸入する場合。	免税	税関
事業税	重度の視覚障害者（両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の人）が、あん摩、はり等その他医業に類する事業を行う場合。	非課税	西部県税事務所 082-228-2111 ※令和6年10月15日移転により電話番号が変わります。ホームページ等で御確認ください。  東部県税事務所 084-921-1311  北部県税事務所 0824-63-5181
ゴルフ場利用税	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている人 ○ その他、厚生労働大臣、市町長などの認定を受けている人等 ※ 手帳を提示し、氏名、住所等の必要事項を申し出る。	非課税	
自動車税 （環境性能割・種別割）・軽自動車税環境性能割	○ 身体障害者又は精神障害者（1級の精神障害者福祉保健手帳を受けている人）本人が所有し、本人が運転する自動車 ○ 身体障害者、知的障害者（㊤又はAの療育手帳を受けている人）又は精神障害者と生計を一にしている人が所有し運転する自動車で、使用目的等一定の条件を満たすもの ○ 身体障害者等のみで構成される世帯の構成員が所有し、常時介護者が運転する自動車で、使用目的等の一定の条件を満たすもの ○ 構造上、障害者、高齢者等の利用に供する自動車 ※ 上記の身体障害者とは、障害の区分に応じ、一定の級別の障害を有している人をいいます。 ※ その他社会福祉事業を行うものが所有する自動車に対する減免措置などがあります。	減免  （身体障害者又はその者と生計を一にする人が所有する自動車（軽自動車等を含む。）のうち1台限り。）	

種 類	要 件	金 額	問合せ先等
軽自動車税 種 別 割	<p>○ 身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18才未満又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、身体障害者本人が運転するもの又は身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）が運転するもののうち、使用目的等一定の条件を満たすもの</p> <p>○ 構造上、身体障害者等の利用に供する軽自動車等</p> <p>※ 上記の身体障害者等とは、障害の区分に応じ、一定の級別の障害を有している人をいいます。</p> <p>※ その他社会福祉事業を行うものが所有する自動車に対する減免措置などがあります。</p>	<p>減免</p> <p>（左記の要件に該当する軽自動車等（自動車を含む。）のうち1台限り。）</p>	<p>市町</p> <p>（要件は各市町によって異なりますので、必ず各市町へお問合せください。）</p>
住 民 税	<p>障害者</p> <p>○ 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、身体障害者手帳（3級～6級）、療育手帳（B・B）、精神障害者保健福祉手帳（2・3級）又は戦傷病者手帳（第4～6項症、第1～3款症）の交付を受けている人</p> <p>○ 年齢が65歳以上の人で、市町長の認定を受けている人</p>	所得控除26万円	市町
	<p>特別障害者</p> <p>○ 本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）又は戦傷病者手帳（特別項症～第3項症まで）の交付を受けている人</p> <p>○ 原爆被爆者のうち、その負傷や疾病につき、厚生労働大臣の認定を受けている人</p> <p>○ 重度の障害があり、常に就床し複雑な介護を受けている人</p> <p>○ 精神又は身体に重度の障害のある年齢が65歳以上の人で、市町長の認定を受けている人</p>	所得控除30万円	
	<p>○ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ本人又は本人の配偶者若しくは本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合</p>	所得控除53万円	

※ 詳しくは、税務署、県総務局税務課、県税事務所、市町へ確認してください。

## 18 交通・移動等の支援

## (1) 旅客運賃割引制度

## ◆第一種の身体障害者手帳 又は 第一種の療育手帳 を所持する人

〔 ※第一種身体障害者は、身体障害者障害程度等級表の太字実線の範囲内の人  
 ※第一種知的障害者は、療育手帳に記載された障害の程度が重度 (A・A) の人 〕

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
J R	普通乗車券	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	介護者とも5割引	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口又はみどりの券売機プラスで手帳又はマイナポータルとデータ連携された障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示し、割引乗車券を購入 JR西日本ネット予約「e5489」で割引乗車券を購入(「WESTER ID」とマイナンバーカードが必要)
	回数券	〃	—	〃	—	
	普通急行券	〃	—	〃	—	
	定期乗車券	〃	—	介護者のみ5割引	—	

※障害者及び介護者が12歳以上の場合、自動券売機で小児片道乗車券を購入し乗車することができます。

この場合は、改札時に係員が手帳又はマイナポータルとデータ連携された「ミライロID」を確認させていただきます。

※障害者が6歳未満の場合は、介護者が5割引、本人は無料になります。

※第一種身体障害者・第一種知的障害者とその介護者は、「特別割引用ICカード」をご利用いただくことができます。

※「e5489」「特別割引用ICカード」の詳細については、「JRおでかけネット」をご覧ください。

<https://www.jr-odekake.net/> おからの不自由なお客様へ割引制度のご案内

交通機関	乗車券等の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国内航空		詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。				航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ) 割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示
	定期乗車券	— (※)	3割引	— (※)	—	
	割引PASPY (こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広島電鉄	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引 (介護者2人まで無賃)	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	定期乗車券又は割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示(但し、本人のみの場合、降車時の提示は係員から請求があった時のみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があったら手帳を提示
※アストラムラインのPASPYサービス終了について <a href="https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispmid=438&amp;TabModu">https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispmid=438&amp;TabModu</a> ※ICOCAの発売について <a href="https://www.astramline.co.jp/tabid146.html">https://www.astramline.co.jp/tabid146.html</a>						

交通機関	乗車券等の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内の 旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	〃	〃	〃	〃	
	回数券	〃	—	介護者のみ5割引	—	
	定期券	介護者とも3割引	—	介護者のみ3割引	—	
県内 タクシー	運賃	1割引				手帳を提示

◆第二種の身体障害者手帳 又は 第二種の療育手帳 を所持する人

〔 ※第二種身体障害者は、身体障害者障害程度等級表の太字実線の範囲外の人  
 ※第二種知的障害者は、療育手帳に記載された障害の程度が中・軽度（㊸・B）の人 〕

交通機関	乗車券等の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
J R	普通乗車券	—	100kmを超える場合のみ5割引	—	100kmを超える場合のみ5割引	JRみどりの窓口 又はみどりの券売機プラスで手帳又はマイナポータルとデータ連携された障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示し、割引乗車券を購入 JR西日本ネット予約「e5489」で割引乗車券を購入 ※（「WESTER ID」とマイナンバーカードが必要）
	回数券	—	—	—	—	
	普通急行券	—	—	—	—	
	定期乗車券	—	—	介護者のみ5割引	—	
	※「e5489」の詳細については、「JRおでかけネット」をご覧ください。 <a href="https://www.jr-odekake.net/">https://www.jr-odekake.net/</a> おからの不自由なお客様へ割引制度のご案内					
国 内 航 空	詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バ ス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示（普通乗車券は降車時のみ）
	定期乗車券	—	3割引	—（※）	—	
	割引PASPY（こども用はこども割引PASPY）	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	
広 電 島 鉄 車	普通乗車券	本人のみ5割引（介護者割引なし）	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券（1ヶ月）	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引（介護者割引なし）	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
	割引PASPY	本人のみ5割引（介護者割引なし）	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
ア ス ト ラ ム ラ イ ン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があったら手帳を提示
※アストラムラインのPASPYサービス終了について <a href="https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispid=43&amp;TabModu">https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispid=43&amp;TabModu</a> ※ICOCAの発売について <a href="https://www.astramline.co.jp/tabid146.html">https://www.astramline.co.jp/tabid146.html</a>						

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
県内の旅客船	2等旅客券	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引(距離制限なく割引する会社もある)	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引(距離制限なく割引する会社もある)	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	—		—		
	定期券	—	—	介護者のみ3割引	—	
県内タクシー	運賃	1割引				手帳を提示

## ◆1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国航内空	詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	—(※)	3割引	—(※)	—	
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示
広島電車	普通乗車券	本人のみ5割引(介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	バスの場合と同じ
	定期乗車券(1ヶ月)	本人のみ普通旅客運賃の60倍から5割引(介護者2人まで無賃)	普通旅客運賃の60倍から5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	定期乗車券又は割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示(但し、本人のみの場合、降車時の提示は係員から請求があった時のみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引(介護者2人まで無賃)	5割引	介護者のみ2人まで無賃	—	
アストラムライン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手帳を提示、利用時に係員から請求があったら手帳を提示
※アストラムラインのPASPYサービス終了について <a href="https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispmid=438&amp;TabModu">https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispmid=438&amp;TabModu</a> ※ICOCAの発売について <a href="https://www.astramline.co.jp/tabid146.html">https://www.astramline.co.jp/tabid146.html</a>						
県内の旅客船	2等旅客券	介護者とも5割引	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	〃	〃	〃	〃	
	座席指定料金	〃	—	〃	—	
	回数券	〃	—	介護者のみ5割引	—	
	定期券	介護者とも3割引	—	介護者のみ3割引	—	

## ◆2・3級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人

交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
国航内空	詳細については、ご利用の航空会社に問い合わせてください。					航空券購入時、販売窓口等に手帳を提示
バス	普通乗車券	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	乗車券購入時及び降車時に手帳を提示(普通乗車券は降車時のみ)
	定期乗車券	—	3割引	—(※)	—	
	割引PASPY(こども用はこども割引PASPY)	—	5割引	介護者とも5割引	5割引	割引PASPY購入時に手帳を提示し、降車時に手帳を提示



交通機関	乗車券の種類	障害者が12歳以上の場合		障害者が12歳未満の場合		割引方法等
		介護者同伴	本人のみ	介護者同伴	本人のみ	
広電 島鉄 電	普通乗車券	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	バスの場合 と同じ
	定期乗車券 (1ヶ月)	本人のみ普通旅客 運賃の60倍から 5割引 (介護者割引なし)	普通旅客運賃 の60倍から 5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	定期乗車券又は割引 PASPY 購入時に手帳 を呈示し、降車時に 手帳を呈示(但し、 本人のみ障害者が12 歳以上の場合、降車 時の呈示は係員から 請求があった時のみ)
	割引PASPY	本人のみ5割引 (介護者割引なし)	5割引	介護者のみ 2人まで無賃	—	
アストラ ムライ ン	普通乗車券	介護者とも5割引	5割引	介護者のみ5割引	—	手帳を携帯、係員の 請求があったら提示
	定期乗車券	〃	〃	〃	—	窓口での購入時に手 帳を提示、利用時に 係員から請求があっ たら手帳を提示
	※アストラムラインのPASPY サービス終了について <a href="https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispmid=438&amp;TabModu">https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&amp;dispmid=438&amp;TabModu</a> ※ICOCAの発売について <a href="https://www.astramline.co.jp/tabid146.html">https://www.astramline.co.jp/tabid146.html</a>					
県 内 の 旅 客 船	2等旅客券	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引(距離制限なく割引する会社もある)	—	片道101km以上を旅行する場合のみ5割引(距離制限なく割引する会社もある)	乗船券等購入時に、手帳を提示する。 ※詳細については、ご利用の旅客船運航会社に問い合わせてください。
	急行便に係る急行券	—		—		
	定期券	—	—	介護者のみ3割引	—	

※介護者同伴、本人のみの欄に「—」が引いてあるものは、割引の適用がありません。

ただし、「—(※)」については、割引を適用している場合がありますので、詳細についてはご利用会社へお問い合わせください。

※バス・旅客船・タクシー等の割引運賃の適用について、他県においては別の手続きが必要な場合もありますので、注意してください。なお、割引の対象となる障害のある人が、他の手帳を所持していても重複して運賃割引は適用されません。

※料金の端数処理(10円未満の切上げ、切下げ)については、交通機関によって処理方法が異なります。

※一部、割引を導入されていないバス事業者もありますので、詳しくは関係交通機関へお問い合わせ下さい。

※バスご利用時は、降車時に手帳の提示をお願いいたします。

※株式会社ミライロが提供するスマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」のご利用については、各事業者へお問い合わせください。

※割引PASPY (※アストラムラインのPASPY サービス終了について)

<https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&dispmid=438&TabModu>

・ICカード読取部にタッチすると、普通運賃の半額を引き去ります。

・有効期限は、発行日から2年間です。期限が切れましたらご利用できなくなりますので、カードを発行した交通事業者の取扱窓口で、事前に更新手続きをしてください。

※子ども割引PASPY (※アストラムラインのPASPY サービス終了について)

<https://www.astramline.co.jp/news/details.html?itemid=32&dispmid=438&TabModu>

・ICカード読取部にタッチすると、小児運賃の半額を引き去ります。(広電電車をご利用の場合は小児運賃を引き去ります。)

・有効期限は、12歳になった年度の3月31日までです。(4月1日生まれの場合は、11歳の誕生日後の3月31日まで)



## (2) 有料道路通行料の割引制度

この割引制度は、通勤、通学、通院等の日常生活活動において、自家用車で有料道路をご利用される障害者のお客さまに対して、自立と社会経済活動への参加を支援するために設けられています。


施策の種類	内 容	金 額	問合せ先
有料道路通行料金の割引	<p><b>【対象者の範囲】</b> 「身体障害者の方が自ら運転する場合」または「重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に割引の対象となります。 ※重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。</p> <p><b>【対象自動車の範囲】</b> 本人又は本人の親族等、もしくは継続して日常的に介護を行っている者が所有する、一定の条件を満たした乗用タイプの自動車等（営業車は除く）もしくは、タクシーや福祉有償運送、レンタカー、知人の自家用車等での利用であっても、料金所で障害者割引登録済みであることを示すシールが貼付された障害者手帳等を提示し、料金所係員が要件等の確認を行うことで、割引が適用されることとなります。</p> <p><b>【利用手続き】</b> 障害者割引を受けるためには、手帳を管理している市区町の福祉担当窓口にて必要事項を記入した申請書を提出し事前に登録をする。もしくは、有料道路事業者へオンラインシステムで申請をして、送付されてきたシールを手帳の所定の箇所に貼り付ける。 特例措置とし郵送も可としております。 障害者割引には有効期限があります。継続して利用する場合は更新手続きが必要です。</p> <p>※事前に登録手続きされた身体障害者手帳または療育手帳を必ず携行してください。 ETCレーンがご利用できない場合も、手帳の呈示がなければ障害者割引は適用されません。 詳しくはこちら⇒西日本高速道路(株) 電話：082-831-4111 <a href="https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/">https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/</a></p>	5割引 割引後の10円未満の端数は切上げ。 ただし、計算単位が50円の有料道路については、50円未満の端数は切上げ	各市町及び各支所  各市町連絡先についてはP15をご参照ください。

## (3) 道路の交通の規制に関する適用除外など

施策の種類	内 容	金 額	問合せ・申込先																				
<p>身体障害者等に対する自動車保管場所の証明手数料、自動車保管場所標章交付手数料及び自動車保管場所標章再交付手数料の免除            (自動車保管場所証明書再交付申請の手数料は、上記申請に準じて免除されません。)</p>	<p>次の障害に該当する人が保有する自動車の申請をする場合に、免除を受けることができます。</p> <p>○身体障害者手帳所持者</p> <table border="1" data-bbox="424 450 1034 869"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>○療育手帳所持者            重度障害 (㊤又はA)</p> <p>※ 上記の障害に該当する人と生計を同一にする人が保有し、専らその障害に該当する人の通学、通院又は生業のために利用する自動車の申請をする場合に、免除を受けることができます。</p> <p>※ 自動車保管場所証明の申請を電子申請で行う場合は、手数料は免除されません。            手数料免除を希望される方は、警察署で書面による申請をしてください。</p>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1級～3級、4級の1	聴覚障害	2級、3級	平衡機能障害	3級	上肢不自由	1級、2級の1、2級の2	下肢不自由	1級～6級	体幹不自由	1級～3級、5級	心臓機能障害	1級、3級	じん臓機能障害	1級、3級	呼吸器機能障害	1級、3級	全額免除	自動車保管場所の位置を管轄する警察署
障害の区分	障害の級別																						
視覚障害	1級～3級、4級の1																						
聴覚障害	2級、3級																						
平衡機能障害	3級																						
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2																						
下肢不自由	1級～6級																						
体幹不自由	1級～3級、5級																						
心臓機能障害	1級、3級																						
じん臓機能障害	1級、3級																						
呼吸器機能障害	1級、3級																						

施策の種類	内 容	問合せ先																																															
道路の交通の規制に関する適用除外	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の障害を有し、かつ、歩行困難な人等が、現に使用中の車両で、公安委員会の交付する駐車禁止除外指定車標章を掲示している場合は、公安委員会による指定駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除きます。</p> <p>○身体障害者手帳所持者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1級～3級、4級の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">聴覚障害</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1級、2級の1、2級の2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1級～3級</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分		障害の級別	視覚障害		1級～3級、4級の1	聴覚障害		2級、3級	平衡機能障害		3級	上肢不自由		1級、2級の1、2級の2	下肢不自由		1級～4級	体幹不自由		1級～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	移動機能	1級～4級	心臓機能障害		1級、3級	じん臓機能障害		1級、3級	呼吸器機能障害		1級、3級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級	小腸機能障害		1級、3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	肝臓機能障害		1級～3級	住所地を管轄する警察署
	障害の区分		障害の級別																																														
視覚障害		1級～3級、4級の1																																															
聴覚障害		2級、3級																																															
平衡機能障害		3級																																															
上肢不自由		1級、2級の1、2級の2																																															
下肢不自由		1級～4級																																															
体幹不自由		1級～3級																																															
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)																																															
	移動機能	1級～4級																																															
心臓機能障害		1級、3級																																															
じん臓機能障害		1級、3級																																															
呼吸器機能障害		1級、3級																																															
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級																																															
小腸機能障害		1級、3級																																															
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級																																															
肝臓機能障害		1級～3級																																															
<p>○療育手帳所持者 重度障害 (㉔又はA)</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者 1級</p>																																																	

## (4) 思いやり駐車場利用証交付制度

施策の種類	内 容	問合せ先																																												
思いやり駐車場利用証の交付	<p>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、次の障害を有し、歩行や車の乗降に支障のある人に、思いやり駐車場の利用証を交付します。</p> <p>【交付窓口】 ○広島県地域共生社会推進課及び厚生環境事務所、市町</p> <p>【対象者】 ○身体障害者手帳所持者</p> <table border="1" data-bbox="395 707 1315 1330"> <thead> <tr> <th colspan="2">障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">視覚障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平衡機能障害</td> <td>3級、5級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上肢不自由</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下肢不自由</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">心臓機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">じん臓機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">呼吸器機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ぼうこう又は直腸の機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小腸機能障害</td> <td>1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">肝臓機能障害</td> <td>1級～4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>○療育手帳所持者 重度障害 (A及びA)</p> <p>○精神障害者保健福祉手帳所持者 1級</p> <p>※対象外の級の方でも、医師の診断書等によって歩行に支障がある等が判断できれば、利用証を交付することができます。</p> <p>【必要書類】 ○各手帳 ※代理人による受取りの場合は、本人の手帳の原本又は写しと、代理人の身分を証明する書類（免許証、健康保険証等）が必要です。 ※返却について 広島県外へ転居される時は、利用証を御返却ください。 また、思いやり駐車場を利用する必要が無くなった場合や身体の状態などが改善されて対象者の範囲に含まれなくなった場合も、利用証を御返却ください。</p>	障害の区分		障害の級別	視覚障害		1級～4級	平衡機能障害		3級、5級	上肢不自由		1級、2級	下肢不自由		1級～6級	体幹不自由		1級～3級、5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	移動機能	1級～6級	心臓機能障害		1級、3級、4級	じん臓機能障害		1級、3級、4級	呼吸器機能障害		1級、3級、4級	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級、4級	小腸機能障害		1級、3級、4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級	肝臓機能障害		1級～4級	<p>県健康福祉局地域共生社会推進課 電話 082-513-3144</p> <p>[思いやり駐車場利用証]</p> 
障害の区分		障害の級別																																												
視覚障害		1級～4級																																												
平衡機能障害		3級、5級																																												
上肢不自由		1級、2級																																												
下肢不自由		1級～6級																																												
体幹不自由		1級～3級、5級																																												
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級																																												
	移動機能	1級～6級																																												
心臓機能障害		1級、3級、4級																																												
じん臓機能障害		1級、3級、4級																																												
呼吸器機能障害		1級、3級、4級																																												
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級、4級																																												
小腸機能障害		1級、3級、4級																																												
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級																																												
肝臓機能障害		1級～4級																																												

## (5) その他の割引制度

福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先
NHK放送 受信料の減免	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合。 ※市町村民税非課税世帯は、市町村が認定	全額免除	NHK 広島放送局
	身体障害者手帳を所持する視覚、聴覚障害者又は重度の身体障害者手帳（1・2級）、重度の療育手帳（A及びA）又は重度の精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持する人が世帯主で、かつ受信契約をしている世帯。	半額免除	

福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先
点字郵便物等 の無料扱い	①点字のみを掲げたものを内容とする郵便物 ②盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物 いずれも「点字用郵便」の文字を記載し、開封して差し出す。 サイズは長さ60cmまでで、長さ+幅+厚さの合計が90cmまで。重さは3kgまで（最大）。 ※②は指定した盲人福祉増進施設との間で発受するものに限る。	無料 ただし、特殊取扱とする場合は、その特殊取扱料のみ支払が必要。	郵便局
点字ゆうパック 運賃の減額	点字のみを掲げたものを内容とし、サイズ(長さ+幅+厚さの合計)が1.7mまでで、重さが30kgを超えないゆうパック。(最大)。 外装の見やすいところに「点字ゆうパック」の文字を記載する。内容品が容易に認定できるよう、透視できる部分を設ける。	ゆうパックのサイズにより異なります。詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。	
聴覚障害者用 ゆうパック 運賃の減額	聴覚障害者用のビデオテープその他の録画物を内容とし、サイズ(長さ+幅+厚さの合計)が1.7mまでで、重さが30kgを超えないゆうパック。(最大)。 外装の見やすいところに「聴覚障害者用ゆうパック」の文字を記載する（施設から差し出されるものには施設の名称及び所在地も記載する）。 ※指定した聴覚障害者福祉増進施設と聴覚障害者との間で発受するものに限る。	ゆうパックのサイズにより異なります。詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。	
心身障害者用 ゆうメール 運賃の減額	身体に重度の障害のある方又は重度の知的障害のある方と図書館との間で図書の閲覧のために発受するゆうメール。外装の見やすいところに「図書館用ゆうメール」の文字を記載する（図書館から差し出されるものには図書館の名称及び所在地も記載する）。 ※心身障害者用ゆうメールを発受する図書館として指定したのものに限る。	ゆうメール（基本運賃）のおよそ半額の料金（重量によって異なります。）	

福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先																				
定期刊行物の 心身障害者用 低料第三種郵 便物料金	心身障害者団体が発行する定期刊行物に対して、低料第三種郵便物よりさらに低い料金で送付することができる心身障害者用低料第三種郵便物の承認手続きが設けられています。 ※承認請求の際は下記書類の追加提出が必要。 ① 会則、規約等当該団体への加入資格又は構成員が明らかになる資料 ② その団体が心身障害者団体であり、該当刊行物が心身障害者の福祉を図ることを目的として発行されていることを証明する資料（厚生労働省、福祉事務所等の公共機関が発行する証明書） ※差出人は発行人に限る。	詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。	問合せ・申込先 郵便局																				
青い鳥郵便葉書の無償配付	身体障害者手帳「1・2級」の交付を受けている人又は療育手帳「A」又は「1・2度」（広島県では療育手帳④・A）の交付を受けている人に通常郵便はがきをお一人につき20枚配付しています。 配布できるはがきの種類は通常郵便はがき（無地・インクジェット紙又はくぼみ入り）、通常郵便はがき胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）のいずれか一券種となっています。	無料 申込期日 4月1日 ～5月31日  申込期日については、変更となる場合があります。詳しくはお近くの郵便局へ確認してください。																					
福祉制度	内 容	金 額	問合せ・申込先																				
104 電話番号案内の無料扱い	○身体障害者手帳を所持する人で、次のいずれかの障害がある人。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>2・3・4・6級</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>3・4級</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）</td> <td>1・2級</td> </tr> </tbody> </table> ○療育手帳を所持する人 ○精神障害者保健福祉手帳を所持する人 ○戦傷病者手帳を所持する人で、次のいずれかの障害がある人。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害の区分</th> <th>障害の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力障害</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>音声・言語・そしゃく機能障害</td> <td>第1・2・4項症</td> </tr> <tr> <td>上肢障害</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> </tbody> </table>	障害の区分	障害の級別	視覚障害	1～6級	聴覚障害	2・3・4・6級	音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級	肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級	障害の区分	障害の程度	視力障害	特別項症～第6項症	聴覚障害	特別項症～第6項症	音声・言語・そしゃく機能障害	第1・2・4項症	上肢障害	特別項症～第2項症	無料  ※事前登録が必要	NTT 西日本ふれあい案内担当 ☎ 0120-104-174 (受付:午前9時～午後5時) ※土日・祝・年末年始除く  ふれあい案内の利用については、NTT 西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。  聴覚・音声言語・そしゃく機能障害の方はFAX対応があります。 FAX 0120-104-134 ※FAXによる注意事項 お客様のお名前と連絡先FAX番号を用紙に記載し、送信してください。
障害の区分	障害の級別																						
視覚障害	1～6級																						
聴覚障害	2・3・4・6級																						
音声・言語・そしゃく機能障害	3・4級																						
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	1・2級																						
障害の区分	障害の程度																						
視力障害	特別項症～第6項症																						
聴覚障害	特別項症～第6項症																						
音声・言語・そしゃく機能障害	第1・2・4項症																						
上肢障害	特別項症～第2項症																						
携帯電話基本使用料等の割引	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に対する携帯電話基本使用料等の割引。	詳しくは各携帯電話会社へ確認してください。	各携帯電話会社																				

## (6) 自動車運転免許の取得について

運転免許センターでは、身体に障害のある方が自動車運転免許（以下「運転免許」という。）を取得されるとき、または運転免許を取得されている方が身体に障害を持つようになったときの相談を受け付けています。

知的障害や発達障害がある場合でも、運転免許試験（適性・学科及び技能試験）に合格すれば、運転免許を取得できます。

### ◆身体に障害がある方が運転免許を取得される場合の受験相談

身体に障害がある方が運転免許を取得される場合、または既に運転免許を取得されている方が他の運転免許を取得される場合は、まずは運転免許センターに相談してください。

身体の状態によっては、事前に運動能力の確認が行われる場合や医師の診断書の提出を求められる場合があります。

免許条件の解除（限定解除）を希望する方も事前に運転免許センターに相談してください。

場 所	受 付 日 時 (※)
広島県運転免許センター (広島市佐伯区石内南3丁目1番1号)	月曜日～金曜日 10時30分～11時30分、15時00分～17時00分
東部運転免許センター (福山市瀬戸町山北54番2)	月曜日～金曜日 10時30分～11時30分、15時00分～17時00分
三次試験場	火曜日～木曜日 11時00分～12時00分

※いずれも祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

(問い合わせ先)

- ・ 広島県運転免許センター 学科試験係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 703-252 (警察本部を經由)
- ・ 東部運転免許センター 東部免許第三係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 704-272・262 (警察本部を經由)

### ◆既に運転免許を取得されている方で、新たに身体に障害が生じた方の安全運転相談

身体の状態により免許条件の付与、変更などを行う場合がありますので、まずは運転免許センターに相談してください。障害の程度やそのほかの病気の有無によっては、医師の診断書の提出を求められる場合があります。

場 所	受 付 日 時 (※)
広島県運転免許センター (広島市佐伯区石内南3丁目1番1号)	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
東部運転免許センター (福山市瀬戸町山北54番2)	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分

※いずれも祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除きます。

(問い合わせ先)

- ・ 安全運転相談専用ダイヤル #8080 (シャープはればれ)
- ・ 広島県運転免許センター 安全運転相談係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 703-232・233 (警察本部を經由)
- ・ 東部運転免許センター 東部免許第一係  
代表電話 082-228-0110 (内線) 704-222・223 (警察本部を經由)

## ◆知的障害や発達障害がある方の運転免許取得

知的障害や発達障害がある場合も、運転免許試験（適性・学科及び技能試験）に合格すれば、運転免許を取得できます。（他の病状等により、医師の診断書の提出を求められる場合があります。）

また、ベテランの指導員による対応等の配慮をしている自動車学校もあります。

## ◆一定の病気がある方の運転免許取得

安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気（※）に該当する場合は、医師の診断書により病状を確認する場合があります。

※一定の病気…統合失調症やそううつ病などの精神疾患、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症、重度の眠気症状を呈する睡眠障害、脳卒中や脳腫瘍などの脳の疾患、認知症など

これら一定の病気に該当していても、運転に支障がないと判断される場合には運転は可能です。

運転免許を取得される場合は、まず、上記の広島県運転免許センター又は東部運転免許センターに相談してください。

## ◆運転免許取得に利用できる補助制度について

市町において、障害者の社会参加を支援するための地域生活支援事業（自動車運転免許取得・改造助成）を実施しており、その中に、運転免許を取得するための教習に係る費用及び障害に応じた車両に改造するために費用の一部を助成するメニューがあります。

申請の時期や上限額、必要書類等、詳細については、居住する市町にお問い合わせください。

## — 障害者支援施設あけぼのでの運転免許取得について —

障害者支援施設あけぼのでは、障害福祉サービス（自立訓練（生活訓練））の一つとして、肢体の不自由な方が施設に入所し、最寄りの東広島自動車学校での、手動式オートマチック車両を使用した、普通自動車運転免許の取得訓練を受けることができます。

## 【対象】

肢体不自由による身体障害者手帳を持っている方で、広島県警察本部交通部運転免許課で審査を受け、免許を与える場合の条件がアクセル・ブレーキの手動式オートマチック車限定、又はアクセル・ブレーキの左足限定と認められた方

## 【利用に当たって】

障害福祉サービスの利用に当たっては、自立訓練（生活訓練）及び施設入所支援の支給決定が必要となりますので、市町の障害福祉担当窓口や相談支援事業所に相談してください。

## 【施設概要】

障害者支援施設 あけぼの

住 所: 〒739-0036 広島県東広島市西条町田口295-3

電話番号: 082-425-1455(代表) ※「あけぼのにつないでください」と伝えてください。

H P: <https://www.rehab-hiroshima.org/akebono/>



## ◆自動車学校の対応

身体に障害がある方が自動車学校で教習を受けようとする場合、それぞれの障害に応じた教習車両を用意する必要があります。このため、広島県指定自動車学校協会では、加盟の自動車学校に対し、教習車両の貸出しを行っています。

また、広島県指定自動車学校協会に加盟する自動車学校においても、各学校における建屋のバリアフリー対応や人員配置の状況等により一定の制限はあるものの、補助装置を整備するなど、可能な範囲で身体に障害のある方を受け入れています。

## 【広島県指定自動車学校一覧】

自動車学校名	連絡先	保有する補助装置
中国自動車学校	082-251-8221	旋回装置・特定後写鏡
呉自動車学校	0823-73-3000	
広島県府中自動車学校	0847-41-3065	旋回装置・特定後写鏡・
早稲田自動車学園	082-277-9125	
東洋自動車学校	084-922-2895	旋回装置・左アクセルペダル・特定後写鏡
広島県尾道自動車学校	0848-44-1613	旋回装置
ロイヤルドライビングスクール	084-933-4101	特定後写鏡
賀茂自動車学校	082-422-1100	
備南自動車学校	084-933-2752	特定後写鏡
山陽自動車学校	084-941-5060	手動装置・旋回装置・左アクセルペダル・特定後写鏡
竹原自動車学校	0846-22-2218	
可部自動車学校	082-815-5555	旋回装置・特定後写鏡・左アクセルペダル
芦田川自動車学校	084-955-1512	旋回装置
江田島自動車学校	0823-42-1345	
海田自動車学校	082-822-4011	旋回装置・特定後写鏡
広島中央自動車学校	082-232-6416	旋回装置
広島県三次自動車学校	0824-62-3145	旋回装置・特定後写鏡
沼田自動車学校	082-848-2222	旋回装置・左アクセルペダル・特定後写鏡
ロイヤルドライビングスクール広島	082-823-5112	特定後写鏡
テクノ自動車学校	082-854-4000	旋回装置・特定後写鏡・左アクセルペダル・左方向指示器 運転シミュレータ（左アクセルペダル・左方向指示器）
フタバ自動車学校	0824-951-3111	旋回装置・特定後写鏡
カスタムドライビングスクール	084-941-2500	
高陽自動車学校	082-844-7311	
東広島自動車学校	082-425-1110	手動装置・旋回装置・左アクセルペダル
三次インター自動車学校	0824-62-5011	特定後写鏡
道祖園自動車学校	082-429-2500	旋回装置
廿日市自動車学校	0829-34-4290	旋回装置・特定後写鏡
三原自動車学校	0848-66-4611	

※ 建物のバリアフリー対応の状況、入校時期、人員配置、障害の種類、程度等により、対応が難しい場合もありますので、必ず入校手続前に各学校に御相談ください。

## 19 保育及び学校教育

### (1) 保育

保護者が就労などの理由で家庭において保育できない場合の障害児について、集団保育が可能な限り保育所等で受け入れをしています。

相談窓口：各市町

### (2) 学校教育

#### ◆特別支援教育

特別支援教育は、幼児児童生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすための教育です。各学校では、幼児児童生徒の自立や社会参加するための基盤となる“生きる力”を培うことをねらいとして、それぞれの特色を活かした教育活動を行っています。

<特別支援教育の対象の概念図>



※特別支援学校では、幼児児童生徒又はその保護者及び学校の教師に対する教育相談を行っています。(31 ページ参照)

#### ◆特別支援教育就学奨励費の支給

保護者等の経済状況に応じ、給食費などの就学のために必要な経費の、全部又は一部を支給しています。

(対象者)

- 特別支援学校に就学する幼児児童生徒の保護者
- 小・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者
- 小・中学校等の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者  
(相談窓口)
- 通学されている学校又は各市町教員委員会

#### ◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びや生活の場を提供しています。

放課後児童クラブの問合せ先：各市町

## 特別支援学校一覧

障害種別	特別支援学校名		郵便番号	所在地	電話番号 FAX番号	設置学部	備考
視覚障害	広島中央		732-0009	広島市東区戸坂千足 二丁目1-4	082-229-4134 082-229-4136	幼・小・中・高	寄宿舎設置
聴覚障害	広島南		730-0822	広島市中区吉島東 二丁目10-33	082-244-0421 082-244-0423	幼・小・中・高	寄宿舎設置
聴覚障害	尾道	本校	722-0022	尾道市栗原町1524	0848-22-5248 0848-22-5249	【聴覚障害】 幼・小・中	
知的障害		しまなみ 分校	722-2101	尾道市因島大浜町 1517-1	0845-24-1822 0845-24-1852	【知的障害】 小・中・高	
肢体不自由	広島		739-1743	広島市安佐北区倉掛 二丁目47-1	082-843-1811 082-843-1813	小・中・高	寄宿舎設置
知的障害							
肢体不自由	福山		720-0841	福山市津之郷町津之郷 280-3	084-951-1513 084-951-3864	小・中・高	寄宿舎設置
	西条	本校	739-0036	東広島市西条町田口314	082-425-1377 082-425-5185	小・中・高	「若草園」・ 「若草療育 園」隣接
		八本松 分級	739-0133	東広島市八本松町米満 10198-1	082-428-4028 082-428-4028	小・中・高	「わかば療育 園」内設置
病弱	広島西		739-0651	大竹市玖波四丁目6-10	0827-57-1000 0827-57-1001	小・中・高	独立行政法 人国立病院 機構広島西 医療センター 併設
知的障害	廿日市		738-0034	廿日市市宮内10877-2	0829-39-1995 0829-39-6643	小・中・高	
	福山北		720-2412	福山市加茂町下加茂 7006	084-972-3040 084-972-6253	小・中・高	
	三原	本校	729-2361	三原市小泉町10199-2	0848-66-3030 0848-66-3031	小・中・高	
		大崎 分教室	725-0301	豊田郡大崎上島町中野 2078	0846-64-4046 0846-64-4046	小・中・高	
	呉	本校	737-0911	呉市焼山北三丁目22-1	0823-33-0300 0823-33-0308	小・中・高	
		江能 分級	737-2302	江田島市能美町鹿川 3406-3	0823-45-5120 0823-45-5120	小・中・高	
	庄原		727-0021	庄原市三日市町5004-44	0824-72-5111 0824-72-5088	小・中・高	
	広島北		731-0212	広島市安佐北区三入東 一丁目25-1	082-818-1201 082-818-1203	小・中・高	
	沼隈		720-0401	福山市沼隈町上山南 736-3	084-988-0888 084-988-0889	小・中・高	
黒瀬		739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾 10025-1	0823-82-6733 0823-82-7850	小・中・高		
聴覚障害	呉南		737-0003	呉市阿賀中央五丁目 13-71	0823-71-8263 0823-72-7307	【聴覚障害】 幼・小・中	
知的障害						【知的障害】 小・中・高	
知的障害	広島市立広島		734-0013	広島市南区出島四丁目 1-1	082-250-7101 082-250-7102	小・中・高	

## 20 障害のある人の人権

### (1) 障害者差別解消法について

この法律は、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。  
そのことにより、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

【平成28年4月施行】

#### ◆「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

※ 正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

##### 【不当な差別的取扱いと考えられる例】

- 窓口対応を拒否する、順番を遅くする
- 学校の受験や、入学を拒否する
- 本人を無視して、介助者のみに話しかける

#### ◆「合理的配慮」ってどういうこと？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除くことです。

※ 過重な負担かどうかは、目的を損なわないか、実現可能か、費用負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

##### 【合理的配慮の例】

- 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で、順番を変更する
- 意思疎通のために、絵や写真カード、タブレットなどを活用する
- 車いすの利用者が利用しやすいようにカウンターの高さに配慮する

「社会的障壁」とは … 日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなこと。  
(例：街中に段差があると車いすが進めない、漢字ばかりの書類だと理解しづらい。 など)

#### ◆行政機関と事業者における差別を解消するための措置

区 分	行政機関（役所）	民間事業者（会社、お店など）
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮	法的義務	法的義務

※令和3年5月に、民間事業者に対しても合理的配慮を法的義務とする法改正が行われ、令和6年4月1日から施行されました。

## ◆障害者差別の相談窓口

障害者及びその家族その他の関係者から、障害を理由とする差別に関する相談を受け付けます。

## 【相談窓口】広島県 健康福祉局 障害者支援課 地域生活・発達障害グループ

相談方法	所在地・受付時間・連絡先等
訪問	<b>【所在地】</b> 〒730-8511 広島市中区基町10-52 障害者支援課（県庁本館5階） <b>【受付時間】</b> 平日（月～金）8：30～17：15 （ただし、12：00～13：00の間は除く）
電話	<b>【電話番号】</b> 082-513-3157 <b>【受付時間】</b> 平日（月～金）8：30～17：15 （ただし、12：00～13：00の間は除く）
ファックス	<b>【FAX番号】</b> 082-223-3611
メール	<b>【アドレス】</b> <a href="mailto:fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp">fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp</a>

※募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関する場面における、障害を理由とする差別に関する相談は、お近くのハローワーク（P82参照）に相談してください。

## (2) 障害者虐待防止法等について

- 虐待の定義が明確にされ、発見者に対する通報義務や、市町の立入調査権限などが規定されています。【平成24年10月施行】
- 精神科病院における虐待防止については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）で規定されています。【令和6年4月施行】

## ◆障害者虐待の定義

## 【障害者虐待の種類】

- 養護者による障害者虐待  
障害者のお世話・介助・金銭管理などをする、家族・同居人などによる虐待
- 障害者福祉施設従事者等による虐待  
障害者福祉施設などの職員による虐待（学校、保育所、医療機関を除く）
- 使用者による障害者虐待  
障害者を雇用する事業主、経営者などによる虐待（国、地方公共団体を除く）
- 精神科病院における業務従事者による虐待  
精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者による虐待

## 【障害者虐待の例】

- 身体的虐待  
殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、不適切な身体拘束 など
- 性的虐待  
性的行為を強要する、裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する など
- 心理的虐待  
侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、無視する など

## ●放棄・放任

食事や水分を十分に与えない、排泄の介助をしない、医療機関に受診させない など

## ●経済的虐待

年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに預貯金を運用する など

## ◆障害者虐待の種類別通報窓口

虐待を受けたと思われる障害者を発見した方は、通報窓口へ通報しなければなりません。

(※虐待を受けた障害者本人が届出する場合も同様です。)

障害者虐待の種類	通報窓口
養護者による虐待	市町（障害者虐待防止担当課）又は市町障害者虐待防止センター
障害者福祉施設従事者等による虐待	
使用者による虐待	市町（障害者虐待防止担当課）又は市町障害者虐待防止センター 広島県障害者権利擁護センター
精神科病院における業務従事者による虐待	病院所在地：広島市 広島市障害者虐待通報ダイヤル 広島市以外 広島県疾病対策課

## ◆障害者虐待に関する通報（届出）窓口一覧

市町・県	名称・所在地・受付時間・連絡先等			
広島市	名称	広島市障害者虐待防止センター	所在地	広島市中区国泰寺町1-6-34 (健康福祉局障害福祉部障害福祉課内)
	受付時間	24時間		
	電話	082-542-5300	F A X	082-542-5311
	Eメール	sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp		
呉市	名称	呉市障害者虐待防止センター	所在地	呉市中央四丁目1-6
	受付時間	24時間		
	電話	0823-25-3107	F A X	0823-24-4863
竹原市	名称	竹原市障害者虐待防止センター	所在地	竹原市中央三丁目13番5号
	受付時間	24時間		
	電話	0846-24-6007	F A X	0846-23-0084
三原市	名称	保健福祉部障害者福祉課	所在地	三原市港町3-5-1
	受付時間	24時間		
	電話	0848-67-6167	F A X	0848-64-2130
尾道市	名称	尾道市障害者虐待防止センター（尾道センター）	所在地	尾道市久保1-15-1
	受付時間	平日（月～金） 8:30～17:15 ※休日夜間は尾道市役所（警備室）		
	電話	0848-38-9124（平日） 0848-38-9111（休日・夜間）	F A X	0848-37-7260（平日）
	Eメール	s-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp（平日）		
	名称	尾道市障害者虐待防止センター（因島瀬戸田センター）	所在地	尾道市因島土生町7-4
受付時間	平日（月～金） 8:30～17:15 ※休日夜間は因島総合支所（宿・日直室）			
福山市	電話	0845-26-6209（平日） 0845-22-1311（休日・夜間）	F A X	0845-22-8615（平日）
	Eメール	innoshima.fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp（平日）		
	名称	福山市障がい者虐待防止センター （基幹相談支援センター）	所在地	福山市三吉町南2-11-22
	受付時間	センター：平日（月～金）9:00～17:00 電話：24時間 FAX：平日（月～土）8:30～17:15		
電話	084-928-1354	F A X	084-926-7111	
Eメール	f-shakyo-kikansoudan@apricot.ocn.ne.jp			

市町・県	名称・所在地・受付時間・連絡先等			
府中市	名称	健康福祉課地域福祉係	所在地	府中市府川町 315
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15 ※休日夜間窓口は宿直		
	電話	0847-44-9149 (平日) 0847-44-9099 (休日・夜間)	F A X	0847-45-3206
	Eメール	fukushi@city.fuchu.hiroshima.jp		
三次市	名称	福祉保健部社会福祉課障害者福祉係	所在地	三次市十日市中 2 丁目 8-1
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15 ※夜間・休日は携帯電話		
	電話	0824-65-2051 (平日) 0824-62-6111 (休日・夜間)	F A X	0824-62-6285
	Eメール	fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp		
	名称	三次市障害者支援センター	所在地	三次市十日市東 3-14-1
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15		
庄原市	電話	0824-65-1131 (平日)	F A X	0824-65-1132
	Eメール	support@pl.pionet.ne.jp		
	名称	社会福祉課障害者福祉係	所在地	庄原市中本町一丁目 10-1
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15 ※休日夜間窓口は宿直		
大竹市	電話	0824-73-1210 (平日) 0824-73-1111 (休日・夜間)	F A X	0824-75-0245
	Eメール	fukushi-syougai@city.shobara.lg.jp		
	名称	健康福祉部福祉課障害福祉係	所在地	大竹市小方 1-11-1
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15		
東広島市	電話	0827-59-2146	F A X	0827-57-7185
	Eメール	fukushi@city.otake.hiroshima.jp		
	名称	東広島市障害者虐待防止センター(障害福祉課)	所在地	東広島市西条栄町 8-29
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15 ※休日・夜間(17:15～8:30) 宿直室		
	電話	082-420-0180 (平日) 082-422-2111 (休日・夜間)	F A X	082-420-0181 (平日) 082-420-0432 (休日・夜間)
	名称	東広島市障害者虐待防止センター 障害者相談支援センター(はあとふる)	所在地	東広島市西条西本町 28-6
廿日市市	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15		
	電話	082-493-6073	F A X	082-424-3841 (平日)
	名称	健康福祉部障害福祉課	所在地	廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号
	受付時間	電話 平日(月～金) 8:30～17:15 ※休日・夜間は防災センター		
安芸高田市	電話	0829-30-9128	F A X	0829-20-1611
	名称	安芸高田市障害者基幹相談支援センター	所在地	安芸高田市吉田町常友 1564 番地 2
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15 ※休日夜間携帯電話対応		
	電話	0826-47-1083 (虐待防止センター専用ダイヤル)	F A X	0826-47-1061
江田島市	Eメール	kikansodan@ajisai.ne.jp		
	名称	福祉保健部社会福祉課社会福祉係	所在地	江田島市大柿町大原 505
	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15		
	電話	0823-43-1638	F A X	0823-57-4432
	Eメール	syakai@city.etajima.hiroshima.jp		
	名称	江田島市障害者相談事業所ぱすてる	所在地	江田島市大柿町大原 1068 番地 6
府中町	受付時間	平日(月～金) 8:30～17:15 ※休日・夜間は宿直経由で対応		
	電話	0823-27-8899	F A X	0823-27-8889
	電話	082-286-3161 (平日) 082-286-3111 (休日・夜間)	F A X	082-283-5775 (平日) 082-286-3292 (休日・夜間)
	Eメール	fukushi@town.hiroshima-fuchu.lg.jp		

市町・県	名称・所在地・受付時間・連絡先等			
海田町	名称	社会福祉課	所在地	安芸郡海田町南昭和町 14-17
	受付時間	平日 8:30~17:15 ※休日・夜間は宿直対応 (電話のみ)		
	電話	082-823-9207 (平日 8:30~17:15) 082-822-2121 (休日・夜間)	F A X	082-823-9627 (平日 8:30~17:15)
	Eメール	hukushi@town.kaita.lg.jp (平日 8:30~17:15)		
熊野町	名称	健康福祉部社会福祉課	所在地	安芸郡熊野町中溝一丁目 1-1
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15		
	電話	082-820-5635	F A X	082-855-0155 (平日)
	Eメール	shafuku@town.kumano.lg.jp (平日)		
坂町	名称	民生部民生課	所在地	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:30		
	電話	082-820-1505	F A X	082-820-1521
	Eメール	minsei@town.saka.lg.jp		
安芸太田町	名称	健康福祉課	所在地	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15		
	電話	0826-25-0250	F A X	0826-22-0686
	Eメール	kenkofukushi@akiota.jp		
北広島町	名称	福祉課	所在地	山県郡北広島町有田 1234
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15		
	電話	050-5812-1851	F A X	0826-72-5242 ※平日 (月~金) 8:30~17:00
	Eメール	shidou01@town.osakikamijima.lg.jp		
大崎上島町	名称	福祉課福祉指導係	所在地	豊田郡大崎上島町木江 4968
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15 ※夜間休日は役場宿日直業務員が対応		
	電話	0846-62-0301	F A X	0846-62-0304
	Eメール	shidou01@town.osakikamijima.lg.jp		
世羅町	名称	福祉課障害者支援係	所在地	世羅郡世羅町大字本郷 947 (世羅保健福祉センター内)
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15		
	電話	0847-25-0072 (直通) 0847-25-0294 (代表)	F A X	0847-25-0070
	Eメール	fukushi@town.sera.hiroshima.jp		
神石高原町	名称	福祉課	所在地	神石郡神石高原町小島 1701 (神石高原町役場福祉課内)
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15 ※夜間休日は役場宿日直業務員が対応		
	電話	0847-89-3335	F A X	0847-85-3394
	Eメール	hokenfukushi@town.jinsekikogen.hiroshima.lg.jp		
県	名称	広島県障害者権利擁護センター	所在地	広島市南区比治山本町 12-2 (広島県社会福祉会館内)
	受付時間	月~水金 8:30~17:30、木曜日 8:30~18:30 ※夜間・休日は留守番電話・F A X・メール (休日: 土日祝祭 12/29~1/3)		
	電話	082-569-5151	F A X	082-569-6161
	Eメール	kenri@hiroshima-fukushi.net		
	名称	健康福祉局疾病対策課	所在地	広島市中区基町 10-52 (広島県庁内)
	受付時間	平日 (月~金) 8:30~17:15		
電話	082-223-0521	F A X	—	



### (3) 成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方が、財産の管理や、契約をする時、遺産分割の協議をしたりする時に、自分に不利益にならないように 本人の権利を守る援助者（成年後見人など）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

#### ◆法定後見制度

本人の判断能力が十分でない場合、家族や市町長などが家庭裁判所に申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる制度です。

- 判断能力が欠けているのが通常の状態の方⇒ 成年後見人
- 判断能力が著しく不十分な方 ⇒ 保 佐 人
- 判断能力が不十分な方 ⇒ 補 助 人

※この他に、本人が判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、誰にどのように支援してもらうか、あらかじめ自分の意思で決めておく「**任意後見制度**」があります。

#### ◆相談窓口

相談機関名	所在地	電話番号
法律相談センターひろしま (広島弁護士会)	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 (広島弁護士会館内)	082-225-1600
公益法人社団 成年後見センター・リーガル サポートひろしま (広島司法書士会)	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-69 (広島司法書士会内)	082-511-0230
権利擁護センター ばあとなあひろしま (広島県社会福祉士会)	〒732-0816 広島市南区比治山 12-2 (広島県社会福祉会館内)	082-254-3019 090-7970-3019

#### ◆成年後見制度利用支援事業 ※「13 地域生活支援サービス」(P76)にも掲載

成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成します。

**対象者**：障害福祉サービス利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。

**助成費用**：成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部

**窓 口**：市町の障害福祉担当課

※実施していない市町もあります。

## 21 その他

## (1) 普及啓発施策

本県では、障害や障害者に対する正しい理解の促進を図るとともに、ノーマライゼーションの理念を普及させるため、市町や関係団体などと連携して、普及啓発に努めています。

施策の種類	内容
<b>障害者週間</b> (12月3日～9日)  根拠規定：障害者基本法第9条	障害者基本法第9条では、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」と定めています。  この週間に合わせ、内閣府の「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」の募集を実施するなど、障害者に対する理解の促進を図ります。
<b>身体障害者福祉大会</b> 日時：令和6年9月6日(金) 場所：さんわ総合センター(神石高原町)	身体障害者と関係者等が集い、身体障害者福祉について研究協議し、関係者の表彰を行い、自立更生意欲を高めるとともに、広く県民に福祉思想の普及、啓発を図ります。
<b>知的障害者福祉大会</b> 日時：令和6年11月17日(日) 場所：はつかいち文化ホール ウッドワンさくらびあ(廿日市市)	知的障害者とその保護者や関係者等が集い、障害者福祉について研究し、関係者の表彰を行い、自立への意欲を高めるとともに、広く県民に福祉思想の普及、啓発を図ります。
<b>精神保健福祉普及運動</b> 期間：例年10月～11月の一週間	地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療並びにその社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害の発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進を図り、もって精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ります。
<b>あいサポートプロジェクト</b> <b>○あいサポート運動</b> <b>○あいサポートアート展</b>  日時：令和6年10月29日(火)～11月3日(日) 場所：広島県立美術館  日時：令和6年11月26日(火)～12月1日(日) 場所：ふくやま美術館	誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指して、福祉・企業・地域等の結びつきを強める「あいサポートプロジェクト」を実施しています。  具体的には、県民に対する「あいサポート研修」や企業・団体へ出向く「出前講座」を通して様々な障害の特性や障害のある人が困っていることを理解し、ちょっとした配慮を実践していく運動を広げるとともに、「あいサポートメッセージ養成研修」及び「就労支援メッセージ養成研修」等を実施します。また、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行う「あいサポート企業・団体」を表彰します。さらに、アート展による障害への理解の向上を図ります。

施策の種類	内容
世界自閉症啓発デー (4月2日) 発達障害啓発週間啓発週間 (4月2日～8日)	平成19年12月18日に開催された国連総会において、カタール王国王妃の提案により、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」(World Autism Awareness Day)とすることが決議され、全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組が行われています。  さらに日本では、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」と位置付けています。  この週間に合わせ、啓発シンボルカラーの「ブルー」でのライトアップ等の啓発イベントを実施し、障害者に対する理解の促進を図ります。

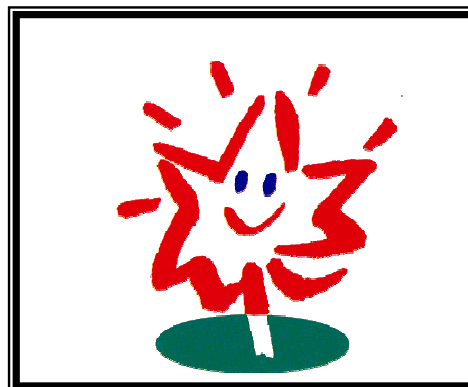
## (2) 福祉のまちづくりの推進

本県では、真に豊かな福祉社会の実現を目指し、すべての県民が、自らの意思で自由に行動し社会参加できる、だれもが住みよいまちをみんなでつくりあげるため、『福祉のまちづくり条例』を制定(平成7年3月)しています。

この条例では、多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどを定めて、すべての県民が安全で快適に生活できるまちづくりを進めることとしています。

また、県民運動として、「福祉のまちづくり」に積極的に取り組む県民意識の高揚を図るため、各種団体、公共交通機関、学識経験者、行政などで組織される「広島県福祉のまちづくり推進協議会」を必要に応じて開催し、「福祉のまちづくり」に関する広報・普及啓発活動を推進しています。

### 広島県福祉のまちづくりシンボルマーク



【制作意図】

県の木と花モミジをモチーフに、太陽にイメージを重ね、すべての人々が心豊かに、安全で快適な暮らしを謳歌している姿をデザインし、福祉のまちづくりの躍動感、輝きを表現。

### —広島県福祉のまちづくり条例で定められているもの—

#### 【対象】

多数の人が利用する建築物、道路、公園(これらを「適用施設」といいます。)を対象としています。また、新設、既設を問いません。

《主な適用施設》

用途等	規模
老人福祉センター、病院、学校、集会施設、劇場、郵便局、銀行、ホテル、環境衛生施設、官公庁の施設、駅舎、道路、都市公園、港湾緑地 等	すべて対象
物品販売業を営む店舗等(百貨店、展示場等)、飲食店 等	300㎡以上のもの
遊技場、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、路外駐車場 等	500㎡以上のもの
共同住宅、寄宿舎、下宿	51戸(室)以上のもの
事務所、工場	3,000㎡以上のもの

#### 【整備基準】

障害者や高齢者などハンディキャップがある人を含めたすべての人が、安全かつ容易に施設を利用できるようにするため整備基準を定めています。

たとえば、次のようなことが定められています。

○スロープや手すりを設けること	○視覚障害者誘導用ブロックを敷くこと
○障害者等が利用しやすいトイレやエレベーターを設けること	○通路を車いすで通行しやすい幅にすること

#### 【事前協議等】

適用施設を新設・建築する場合には、整備基準に適合しているかどうかを事前に市町へ協議してください。

### (3) 点字、手話、音声コード、身体障害者補助犬について

#### ◆点字

点字とは、視覚障害者が、指先を使って読む触読文字のことで、縦3点、横2点の6点の組み合わせで作る表音文字です。母音を表す部分と子音を表す部分によって構成され、かな、数字、アルファベット、各種の符号等を表すことができます。

点字を読む場合は、左から右へ、凸面を指先で読んでいきます。

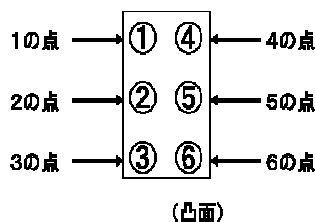
点字を書くには、点字器、タイプライター、パソコン等があります

パソコン点訳ソフトは、ローマ字やかな入力もできます。パソコンで入力した場合は、点字プリンターで、点字を打ち出します。

※視覚障害者に対して、点字図書・録音図書等の貸出しなどを行っています。

<p>広島県立視覚障害者情報センター</p> <p>HP <a href="http://www.hirotten.jp/">http://www.hirotten.jp/</a></p>	<p>広島市東区戸坂千足二丁目 1-5</p> <p>開館 9:00~17:00</p> <p>休館 土曜日、祝祭日、年末年始、図書整理日(月末日)</p> <p>電話番号 082-229-7878 FAX番号 082-229-7909</p>
--	--

点字の一つの単位を「マス」といいます。



表示母音(あ、い、う、え、お)は、①、②、④の点で表します。

あ	い	う	え	お
● -	● -	● ●	● ●	- ●
- -	● -	- -	● -	● -
- -	- -	- -	- -	- -

(凸面)

#### ◆手話

手話は、聴覚障害者が同じ障害のある人や周りの人とのコミュニケーション手段として、日常的に使われている言葉です。

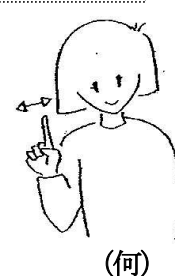
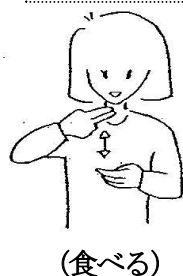
手の動きはもとより表情、視線なども手話の大切な要素です。

手話のほかには、筆談、身振り、相手の口の動きを読み取る口話、空間に文字を書く空書、指文字などのコミュニケーション手段があります。

※聴覚障害者に対して、字幕入りビデオの貸出しなどを行っています。

<p>広島県聴覚障害者センター</p> <p><a href="http://hiro-chokaku.jp/">http://hiro-chokaku.jp/</a></p>	<p>広島市南区皆実町 1-6-29(県健康福祉センター)</p> <p>開館 9:00~17:00</p> <p>休館 月曜日、祝祭日、年末年始</p> <p>電話番号 082-254-0085 FAX番号 082-254-0087</p>
--	---

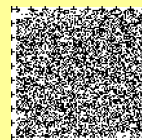
たとえば、「好きな食べものは何ですか。」を手話で表現すると...



## ◆音声コード

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、二次元シンボルのことです。音声コード（縦横18mmの大きさ）には、日本語で約800文字のテキストデータが格納できます。Wordで作成した文書について、専用ソフトにより音声コード化することができます。

⇒ 音声コード



音声コード化された文書については、視覚障害者用活字文書読上げ装置及びスマートフォン用アプリ等を用いることによって、音声で読み上げることができます。（ただし、複写された文書については読上げができない可能性があります。）

## ◆身体障害者補助犬

身体障害者補助犬は、目や耳、からだの不自由な人をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。

- 盲導犬：目の見えない方、見えにくい方を、安全に歩けるようにサポートします。
- 聴導犬：音が聞こえない方、聞こえにくい方に必要な生活音を知らせます。
- 介助犬：手や足に障害のある方の日常生活動作をサポートします。

## 【身体障害者補助犬法】

この法律は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

具体的には、補助犬育成に係る訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、公共施設、公共交通機関及びデパート、レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではいないことが定められています。

## ○補助犬の同伴・使用に関する相談窓口

相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
広島県健康福祉局障害者支援課	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-3155	082-223-3611
広島市健康福祉局障害福祉部障害福祉課	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	082-504-2147	082-504-2256
福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課	720-8501	福山市東桜町3-5	084-928-1062	084-928-1730
呉市福祉保健部障害福祉課	737-8501	呉市中央4-1-6	0823-25-3135	0823-25-2522



身体補助犬法を啓発するマーク

## ○身体障害者補助犬を見かけたら・・・

ハーネス等を着用している時は仕事中です。勝手に犬に近づいてなでたり、大声で騒いだり、食べ物を与えたりせず、温かく見守ってください。

障害のある方が補助犬と同伴中であっても、困っている様子を見かけた場合は「何かお手伝いしましょうか？」と声をかけてください。補助犬の存在を特別扱いするのではなく、自然に受け入れられる社会を築いて行くことが、障害者と補助犬の本当の意味での社会参加につながっていくのです。

※ハーネスとは、盲導犬がつけているハンドルのついた胴輪のことです。



## (4) サポートファイルについて

### (心をつなぐサポートファイルひろしま<sup>ゆい</sup>結愛 ~yui~)

サポートファイルは、障害のある人の生育歴やケアの仕方を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートです。平成20年度に県内統一モデル様式作成し、市町の窓口で希望者に対して配付をしています。

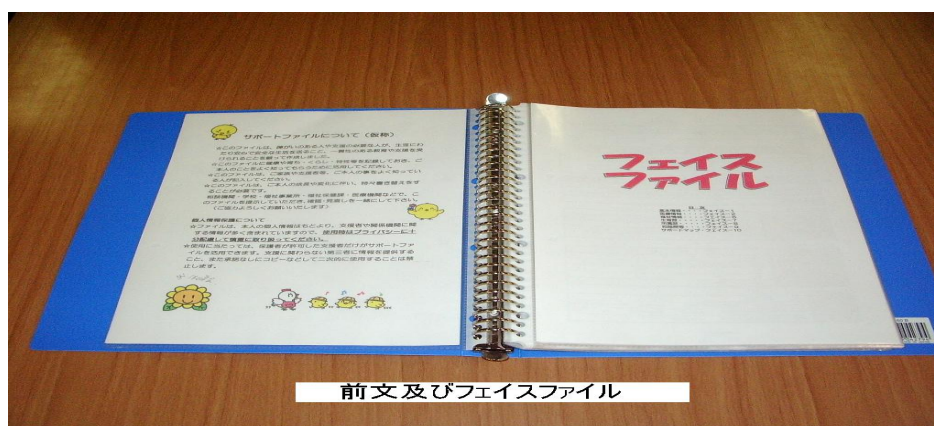
サポートファイルは発行後約10年以上を経過しており、その間の障害福祉施策改正内容の反映や、様々な障害特性に応じて活用できるよう項目の追加等の見直しを行い、令和2年度改定版を広島県ホームページに掲載しました。

サポートファイルは、基本的には保護者が可能な範囲で必要な箇所から記入して作成し、必要に応じて、医療、教育、福祉の関係機関等に必要な箇所を提示し、必要な情報を効率的に支援者に伝えます。

サポートファイルを活用することにより、成長過程、支援内容など、過去から現在にかけての障害者本人に関する情報の整理が可能になることや、保護者が病院、学校、福祉施設などで同じ説明を繰り返さなければならない状況の改善につながるとともに、詳細な情報を正確に伝えることができます。また、保護者の監護能力が低下したときや死亡したとき等に、支援者に対して必要な情報の伝達ができるなど、障害のある人の理解の促進につながり、本人をとりまく生活環境が変わっても、地域生活における一貫した継続的な支援が受けられます。

(サポートファイルの様式の詳細は、次のホームページを御覧ください。)

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/supportfile.html>



前文及びフェイスファイル

## (5) 労災特別介護施設（ケアプラザ）について

労災特別介護施設（ケアプラザ）は、労働災害による重度の障害、傷病で労災年金を受給することになった方々に安心していきいきとした生活を営んでいただくため、厚生労働省が全国8箇所に設置した施設です。一般財団法人労災サポートセンターが運営を受託し、せき髄損傷、けい髄損傷、頭部外傷等の労災特有の傷病・障害の特性に応じた専門的な介護サービスを提供しています。詳しくはホームページ(<https://www.rousaisc.or.jp>)をご覧ください。

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
広島労災特別介護施設 (ケアプラザ呉)	〒737-0923 呉市神山二丁目1-15	0823-34-5577	0823-30-1888

## (6) 交通事故被害者援護制度

### 重度後遺障害者のための制度

#### (1) 介護料の支給

自動車による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に**重度の後遺障害**が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

特I種（下限額）85,310円～（上限額）211,530円

I種（下限額）72,990円～（上限額）166,950円

II種（下限額）36,500円～（上限額）83,480円

#### (2) 短期入院・短期入所

受給資格の認定を受けた方が、施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

#### (3) 療護施設の設置・運営

自動車事故による**重度後遺障害者**（遷延性意識障害）のための専門病院（療護施設）を設置・運営しています。（入院期間は概ね3年間）

#### (4) 交通遺児等貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、**重い後遺障害**を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象になります。

### ○相談窓口

機関名	所在地	電話番号	FAX番号
独立行政法人自動車事故対策機構 広島主管支所	〒733-0036 広島市西区観音新町2丁目4-25	082-297-2255	082-297-2251

※受給資格の認定により異なります。

支給対象や申請方法など詳しいことはNASVAホームページ(<http://www.nasva.go.jp>)をご覧ください。

## (7) 障害者に関するマーク

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

障害には、身体内部や聴覚の障害など、外見では分からないものもあるため、障害者が誤解を受けたり、我慢を強いられることもあります。

これらのマークを見かけたときは、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。


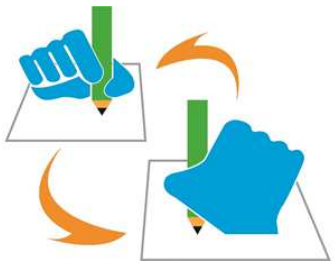
なお、マークの使用や入手方法については、各団体に確認してください。

マーク・名称	マークの意味	関係機関
 <p>障害者のための国際 シンボルマーク</p>	<p>障害のある人が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。このマークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。なお、このマークはすべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定して使用されるものではありません。</p>	<p>公益財団法人日本障害者 リハビリテーション協会 (ホームページ) <a href="https://www.jsrpd.jp/">https://www.jsrpd.jp/</a> 電話 03-5273-0601 FAX03-5273-1523</p>
 <p>身体障害者標識</p>	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する普通自動車に表示するマークで、マークの表示については努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>広島県警察本部交通部交通企画課 電話 082-228-0110 各警察署交通課 交通安全協会</p>
 <p>聴覚障害者標識</p>	<p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する準中型自動車及び普通自動車に表示するマークで、マークの表示については義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	<p>広島県警察本部交通部交通企画課 電話 082-228-0110 各警察署交通課 交通安全協会</p>



マーク・名称	マークの意味	関係機関
 <p>盲人のための国際シンボルマーク</p>	<p>世界盲人連合（WBU）が1984年10月にサウジアラビアのリヤドで開催した設立総会で採択したものです。このマークは、視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物・設備・機器などにつけられている世界共通のマークです。信号機や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍・印刷物などに設置・添付されています。このマークの掲載・使用については、右記へ問い合わせてください。</p>	<p>社会福祉法人日本盲人福祉委員会</p> <p>電話 03-5291-7885 (メールアドレス) welblind@nifty.com</p>
 <p>耳マーク</p>	<p>聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、自治体、病院、銀行などで掲示することで、聴覚障害のある人から申し出があれば必要な援助を行います。聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくいために誤解されたり、不利益をこうむるなど、社会生活上の不安が少なくありません。このマークは、聴覚に障害がある人が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。</p>	<p>一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p> <p>(ホームページ) <a href="https://www.zennancho.or.jp/">https://www.zennancho.or.jp/</a></p>
 <p>オストメイト/オストメイト用設備マーク</p>	<p>オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。</p>	<p>公益社団法人 交通エコロジー・モビリティ財団</p> <p>(ホームページ) <a href="http://www.ecomo.or.jp/">http://www.ecomo.or.jp/</a></p> <p>電話 03-3221-6673 FAX 03-3221-6674</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能、肝臓）に障害がある人を表しています。外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。また、電車などの優先席に座りたいといった声を出せず我慢している方がいます。このマークは、身体内部に障害がある人が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。</p>	<p>特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p> <p>(ホームページ) <a href="https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/">https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/</a></p>

マーク・名称	マークの意味	関係機関
<p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p> 	<p>パーキンソン病患者は、薬の効果がなくなり急に動けなくなることがあります。「ウェアリングオフ症状」と言います。このカードを持った人が動けないのを見かけたら、何か手助けを必要としていないか進んで声を掛けて下さい。</p> <p>「外見からは援助を必要としていることがわからない人」でも、援助を必要としていることを示すカードです。</p>	<p>全国パーキンソン病友の会・広島県支部</p>
 <p>サポートマーク</p>	<p>内部障害、聴覚障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、義足や人工関節を使用している人など「外見からは援助を必要としていることがわからない人」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としていることを示すマークです。このマーク（キーホルダー）の配布については、右記へ問い合わせてください。</p>	<p>山口県健康福祉部障害者支援課 電話 083-933-2760 (メールアドレス) a14100@pref.yamaguchi.lg.jp (ホームページ) <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/aisapo/supportmark.html">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/aisapo/supportmark.html</a></p>
 <p>ヘルプマーク</p>	<p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークです（JIS規格）。このマークの県内での配布については、右記へ問い合わせてください。</p>	<p>広島県健康福祉局障害者支援課 電話 082-513-3157 FAX 082-223-3611 (メールアドレス) fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp (ホームページ) <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/helpma-kuhelpla-do.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/helpma-kuhelpla-do.html</a></p>
 <p>「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク</p>	<p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p> <p>白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p>	<p>岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 電話 058-214-2138 FAX 058-265-7613 (ホームページ) <a href="https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html">https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html</a></p>

マーク・名称	マークの意味	関係機関
 <p>手話マーク</p>	<p>5本指で「手話」を表す形を採用し、輪っかでの動きを表現しています。</p> <p>ろう者等から提示： 「手話で対応をお願いします。」</p> <p>窓口等で提示： 「手話で対応します。」 「手話通訳者がいます。」等</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟</p> <p>電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445</p> <p>(ホームページ) <a href="https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854">https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854</a></p>
 <p>筆談マーク</p>	<p>相互に紙に書くことによるコミュニケーションを表現しています。</p> <p>当事者から提示： 「筆談で対応をお願いします。」</p> <p>窓口等で提示： 「筆談で対応します。」 「要約筆記者がいます。」等</p>	

## (8) 広島県視覚障害者向け防災情報メールシステム

このシステムは音声読み上げソフトに対応していることから、名称は視覚障害者向けとされていますが、その機能は県内に発生した災害関連情報を伝達するものであり、災害時に支援が必要なその他の方や支援者・家族も登録が可能です。

### 利用手順

サービスを利用するには、パソコン・携帯電話・スマートフォンを使用して、以下のアドレスにアクセスして、通知設定します。

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp/>

#### 携帯電話向け手順

\* 迷惑メール対策の設定をしている方は、空メール(件名と本文を空欄のまま送信するメール)を送る前に、広島県ドメイン (@pref.hiroshima.lg.jp) からの返信メールを受信できるようにあらかじめ設定しておいてください。

#### 1)ホームページトップサービスの登録を行います。

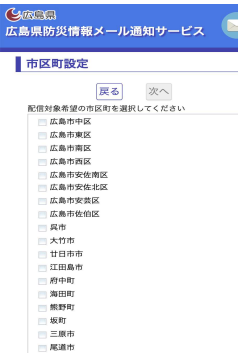


#### 2)空メール送信\*

空メールを送信して、返信されてきたメールに記載されている専用ページへアクセスします。

#### 3)市町選択(本人)

ご自分のお住まいの市町を選択します。



#### 4)配信情報の選択

必須情報を選択します。



#### 5)登録確認

登録内容を確認します。



#### 6)完了



※上のQRコードから、空メールを送信することもできます。

<http://www.bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp/>

※画面イメージは実際の画面と異なる場合があります。

問い合わせ  
県危機管理課

TEL (082)513-2786  
kikikanri@pref.hiroshima.lg.jp

